

奈良市新斎苑等整備運営事業 募集要項等に対する質問への回答 平成29年11月13日

| No. | 資料名 | 頁 | 項目 | | | | 意見・質問内容 | 回答 |
|-----|------|----|----|----|-----|--------------------|--|--|
| 1 | 募集要項 | 5 | 2. | 7. | (1) | 設計・建設業務及び工事監理業務 | 『構成員である建設企業と設計・施工(火葬炉の設計・施工を含む。)一括型工事請負契約を締結』とありますが、建設企業が代表で契約締結することでよろしいでしょうか。 | 設計・施工一括型工事請負契約の契約先について建設企業が単独で担う場合はご理解のとおりです。なお、No.386の回答にも関わりますが、応募者の提案により設計企業、建設企業及び火葬炉企業にて共同企業体を組成して設計・建設業務を実施する場合も同様とします。これに伴い、募集要項2.7.(1)を次のように修正します。 「【中略】～設計・建設業務については、構成員である建設企業(設計企業、火葬炉整備企業を共同企業体に追加することも応募者の提案により可能。)と設計・施工(火葬炉の設計・施工を含む。)一括型工事請負契約を締結し、(以下略)」 |
| 2 | 募集要項 | 5 | 2. | 7. | | (1)設計・建設業務及び工事監理業務 | 設計・施工一括型工事請負契約の契約者は建設企業(共同企業体)という理解でよろしいでしょうか。 | No.1の回答をご参照下さい。 |
| 3 | 募集要項 | 5 | 2. | 7. | | (1)設計・建設業務及び工事監理業務 | 工事監理企業が複数で構成される場合、工事監理業務委託契約の契約者は複数の連名という理解でよろしいでしょうか。 | 複数企業にて提案する場合は、共同企業体又は元請・下請関係によるかは提案によります。複数社の連名とする場合、市に対しては連帯して責任を負っていただきますが、各者間で責任分担を定めることは可能です。 |
| 4 | 募集要項 | 5 | 2. | 7. | | (1)設計・建設業務及び工事監理業務 | 工事期間は長期にわたるため、工事監理に係る経費についても、進捗状況に応じた出来高での支払いとしていただけますでしょうか(当グループの工事監理業務を担当する企業は市内業者も含まれるため)。 | 業務完了後の支払いになります。 |
| 5 | 募集要項 | 5 | 2. | 7. | | (1)設計・建設業務及び工事監理業務 | 先行して実施する橋梁工事に関する工事監理費は、市による当該検査に合格すればその時点で請求することができるとしていただけますでしょうか。 | No.4の回答をご参照ください。 |
| 6 | 募集要項 | 6 | 2. | 8. | | 業務範囲 | 本事業の維持管理・運営業務の遂行のみを目的とするSPC設立を原則とするが、設立しないことも妨げないとありますが、市としてはリスク分担等が明確になるため、SPCの設立を望んでおり、SPC設立は必須条件と理解してよろしいですか。 | 原文のとおりです。 |
| 7 | 募集要項 | 6 | 2. | 8. | | 業務範囲 | 「②設計業務」では「設計業務(建設、火葬炉及び造成等)・・・」とありますが、「造成等」には、市で別途発注している橋梁・仮設橋梁及び新設市道の設計業務は一切含まれないとの理解で宜しいでしょうか。その場合、土木設計企業の参加資格要件として「道路部門並びに鋼構造及びコンクリート部門の登録」を求めている意図、及び土木設計業務の内容についてご教示ください。 | 前段は、ご理解のとおりです。後段は、関連工事があるためです。 |
| 8 | 募集要項 | 6 | 2. | 8. | | 業務範囲 | 「⑤維持管理業務」には「開業準備業務」があり、「⑥運営業務」には「開業準備業務」がありませんが、運営業務においても必要に応じて実施し、その対価を運営業務費として計上してよいとの理解で宜しいでしょうか。 | 開業準備業務に対する支払いはありません。 |
| 9 | 募集要項 | 10 | 3. | 1. | 2. | リスク分担 | リスク分担について、より明確となるようリスク分担表による提示は可能でしょうか? | 契約書をご確認ください。分担表は、作成いたしません。 |
| 10 | 募集要項 | 11 | 4. | 1. | | 応募者の構成 | 確認ですが「代表企業」が建設企業の場合、維持管理運営段階では管理運営企業グループリーダー又は運営SPCに代表企業を変更できるとの解釈で宜しいでしょうか。 | 代表企業の変更はできません。 |
| 11 | 募集要項 | 11 | 4. | 1. | | 応募者の構成 | 火葬炉運転企業、火葬炉保守管理企業、維持管理企業、運営企業以外の、SPC構成員が「管理運営企業グループ」のグループリーダーになることは問題ないとの理解で宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 12 | 募集要項 | 13 | 4. | 3. | 1. | 設計業務に当たるもの | 募集要項4.3.1記載の土木設計業務とは、建築設計に付随する外構工事に関する設計であり、市道、(付随する土工事、法面工事、排水工事)、橋梁(付随する仮設、橋脚・橋台工事)、舗装、調整池、建築物北側盛土構造、構内通路等の設計業務は含まれないとの理解で宜しいでしょうか。そうでない場合、受注者側での設計業務として想定しているものを提示ください。 | 市道、橋梁、構内道路、北側盛土構造に付随する構造物等の詳細設計は市で実施中ですが、構内通路、北側盛土構造は応募者の提案により変更することも可能です。また、調整池についても、計画内容によって変わるため、外構計画と共に設計を行ってください。 |
| 13 | 募集要項 | 13 | 4. | 3. | | | 「設計業務及び工事監理業務を兼ねることはできない」とされた市のお考え・理由についてご教示ください。 | 第三者監理の観点から、設計業務と監理業務は別企業で行うという市の判断です。 |
| 14 | 募集要項 | 13 | 4. | 3. | | | 第三者工事監理につき、工事期間中の設計意図伝達業務が必要と思われるが、記載がありません。ご教示ください。 | 設計業務、工事監理業務の中で、適切に実施してください。 |
| 15 | 募集要項 | 14 | 4. | 3. | 3. | 全構成員 | ⑤ 3. 建設JVにおける構成員の出資比率(均等割の10分の6)について(建設JVが設計施工一括型工事請負契約の契約者のため、建設工事費だけでなく、施設整備費全体額が対象となる点)建設JVにおける出資比率については、施設整備費全体ではなく、建設工事費のみ対象が対象であると理解して宜しいでしょうか。 | 実際に担当する工事金額によって算出してください。 |

奈良市新斎苑等整備運営事業 募集要項等に対する質問への回答 平成29年11月13日

| No. | 資料名 | 頁 | 項目 | | | | 意見・質問内容 | 回答 | |
|-----|------|----|----|----|----|-----|------------------|---|--|
| 16 | 募集要項 | 14 | 4. | 3. | 3. | | 全構成員 | 建設JVについて、「土木一式」または「建築一式」のAのいずれかで良い旨の記載があるが、工事の特性上、土木工事のみ実施している期間がある。仮に建築一式でJVを組成する場合、土木工事期間中は、JVの形態をとれていないことになるが問題ないか。 | 問題ありません。 |
| 17 | 募集要項 | 14 | 4. | 4. | | | SPCの設立に関する要件 | 代表企業は、SPCの最大出資者とし…とあります。ここでいう代表企業は、応募者全体の代表企業でなく、SPCの代表企業と解釈して宜しいでしょうか？ | ご理解のとおりです。 |
| 18 | 募集要項 | 14 | 4. | 4. | | | SPCの設立に関する要件 | 「SPCを平成30年2月下旬までに設立すること」とありますが、会社設立に当たり登記申請準備等のためには、一般的に2～3週間程度が必要であり、申請後、登記完了までには更に2週間程度の期間が必要となります。平成30年2月下旬までに「登記申請」を行えば、仮契約は実施できるとの理解で宜しいでしょうか。 | 法人登記完了後に仮契約を予定しています。 |
| 19 | 募集要項 | 15 | 4. | 4. | | | SPCの設立に関する要件 | SPCの本店所在地を奈良市内に置くこととありますが、新火葬場を本店とすることは可能でしょうか。 | 施設建設前の実態のない場所に所在地を置くことはできません。 |
| 20 | 募集要項 | 21 | 5. | 2. | 6. | | 個別対話の実施 | 「個別対話の内容については、原則として最優秀提案者の選定後、公表する」とありますが、コストアップに繋がる前提条件の確認事項など、提案段階において公表が望ましいとご判断される事項については、公平公正な応募・提案を行なうために、市・応募者と協議のうえ、公表していただくことは可能でしょうか。 | 必要と判断される事項については、公表することも考えられます。 |
| 21 | 募集要項 | 24 | 6. | 2. | 1. | (2) | 設計・施工一括型工事請負契約 | 『市と施設整備企業グループとの間で締結』とありますが、建設企業、設計企業、火葬炉整備企業の全員で契約締結するのでしょうか。その場合、「募集要項」P5 2.7.(1)と齟齬があると考えます。 | No.1の回答をご参照下さい。 なお、ご質問の箇所についても同様に以下の通り修正します。 (中略)設計・施工を一括して定めるもので、市と建設企業(設計企業、火葬炉整備企業を共同企業体に追加することも応募者の提案により可能。)との間で締結するものである。 |
| 22 | 募集要項 | 24 | 6. | 2. | 1. | (2) | 設計・施工一括型工事請負契約 | 契約主体は施設整備企業グループではなく、建設企業(共同企業体)という理解でよろしいでしょうか。 | No21の回答をご参照ください。 |
| 23 | 募集要項 | 24 | 6. | 2. | 1. | (3) | 工事監理業務委託契約 | 工事監理業務委託契約の契約者として構成員である工事監理企業とありますが、構成員または協力企業という理解でよろしいでしょうか。また、複数の工事監理企業が参画する場合は、連名での契約との理解で宜しいでしょうか。 | 前段についてご理解のとおりです。後段については、No3の回答をご参照下さい。 |
| 24 | 募集要項 | 25 | 6. | 2. | 2. | (4) | 契約締結に至らなかった場合の措置 | 「優先交渉権者との事業契約の締結に至らない又は至らないことが確実と見込まれる場合」とは、具体的にどのような状況を想定されていますでしょうか。また、市の責に帰すべき事由による場合、優先交渉権者が本事業及びその準備のために優先交渉権者が要したすべての費用について、市に請求することができるとの理解で宜しいか。 | 前段について、優先交渉権者との契約締結交渉が決裂した場合等を想定しています。後段については、合理的な範囲において市に請求することが可能です。 |
| 25 | 募集要項 | 25 | 6. | 3. | 2. | | 維持管理・運営業務委託契約 | 履行保証保険契約を締結する場合、契約者の名義は管理運営企業グループに所属する構成員又は協力企業各社の名義とすることは可能でしょうか。 | ご提案のような方法も可能ですが、維持管理・運営業務委託契約書(案)第61条第3項に規定のとおり、履行保証保険の保険金を市が違約金に充当できるよう必要な措置を講じてください。 |
| 26 | 募集要項 | 26 | 6. | 5. | | | 保険 | 維持管理・運営段階において付保すべき保険のみ記載されていますが、設計・建設期間において付保すべき保険については、設計・施工一括型請負契約に示された内容に準拠するとの理解で良いでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 27 | 募集要項 | 26 | 6. | 5. | | | 保険 | 維持管理・運営段階において付保すべき保険が示され、保険契約者が「事業者」となっていますが、「SPC又は管理運営企業グループ」との理解で宜しいですか。 | ご理解のとおりです。 |
| 28 | 募集要項 | 28 | 7. | 3. | 1. | | 土地の使用に関する事項 | 事業者は、本事業の実施に必要な範囲内において、あらかじめ市と協議の上で、市条例の定めに基づき、建設予定地等を無償で使用することができるとの記載があります。事業者として施工上当然必要と考える工事用地と貴市の想定に相違が生じる懸念があります。貴市の考える工事用地の具体的な場所、規模等をご提示ください(例えば、橋梁工事期間においては、本事業敷地内ではなく、名張線沿いに作業員駐車場や現場事務所等の設置も想定されます)。 | 工事用地の具体的な場所については本計画地内で想定しています。なお、橋梁工事期間については、河川管理者との協議等により必要な用地の確保に市は協力します。 |

奈良市新斎苑等整備運営事業 募集要項等に対する質問への回答 平成29年11月13日

| No. | 資料名 | 頁 | 項目 | | | | 意見・質問内容 | 回答 |
|-----|-----------------------|-----------|-----|----|----|------------------|---|---|
| 29 | 募集要項 | 28 | 7. | 3. | 2. | 行政財産の使用 | 「奈良市行政財産使用料条例に基づき」とあります。この条例第2条には、『この条例において使用料の基準となる評価額は、市長が定める当該土地又は建物の評価額を当該土地又は建物の全面積で除して得た額に使用を許可しようとする面積を乗じて得た額とする。』とあります。ここでいう「市長が定める当該土地又は建物の評価額」とは何を指すのでしょうか？(提案書Ⅱ-8 建設業務費の建築工事費で宜しいでしょうか?) また、建物の全面積とは、提案する建物の延床面積で宜しいでしょうか？ 様式Ⅱ-11長期収支計画作成のためご教示ください。 | 市長が定める当該土地又は建物の評価額とは固定資産税を算出するための評価額を指します。また、建物の全面積とは、提案する建物の延床面積です。 |
| 30 | 募集要項 | 30 | 11. | 2. | | 用地について | 『用地購入が成立しなかった場合』とありますが、用地買収が済んでいない土地の明示をしていただくことは可能でしょうか。 | 計画地全筆について現在、交渉中のため明示できません。 |
| 31 | 募集要項 | 30 | 11. | 2. | | 用地について | 用地購入の時期はいつ頃と考えて宜しいでしょうか。 | 平成30年3月を予定しています。 |
| 32 | 募集要項 | 30 | 11. | 3. | | 費用負担 | 事業者選定後の本事業の延期/中止リスクについて、「市負担」としていただけないでしょうか。事業者が負担すべき項目ではないと考えます。 | 原文のとおりとします。 |
| 33 | 募集要項 質問回答 要求水準書 | | | | | | 本質問回答書における回答は要求水準書に記載される事項よりも優先されるという理解でよろしいですか | ご理解のとおりです。 |
| 34 | 要求水準書 | 2 | 1. | 4. | 1. | 本事業の対象業務 | 本事業において、新斎苑の運営開始までに完了しなければならないのは新設火葬場本体及びそれに至るアクセス道路までであり、鉢伏街道に抜ける市道すべてを完了する必要まではないと理解してよろしいですか。 | アクセス道路を鉢伏街道まで完成させる必要があります。 |
| 35 | 要求水準書 | 7 | 1. | 5. | | 遵守すべき法令等 | 関係法令、条例、規則、要綱、基準、指針等は最新版を適用することとありますが、本事業の特性(PFI法に準拠するDBO事業)として、民間の技術的能力を活用する等が一端にあると思われれます。設計基準・仕様書が国交省仕様となっています。前記の主旨から、国交省仕様のみならず、民間仕様(日本建築家協会、SHASE等)を採用してもよろしいでしょうか。 | 公共事業のため、国土交通省仕様を原則としますが、事業者からの提案については、個別に協議します。 |
| 36 | 要求水準書 | 9 | 1. | 1. | | 光熱水費の負担 | 本事業の維持管理・運営に関わる光熱水費(電気、水道、燃料(灯油、ガス))は市が負担する。とありますが、通信費も含まれているという解釈でよろしいでしょうか。 | 通信費は、事業者負担となります。事業者負担とは、市が事業者を支払う対価から費用を捻出することです。 |
| 37 | 要求水準書 | 3-5 11 | 2. | 2. | 1. | 遵守すべき法令等 敷地概要 | 提案書作成にあたり、関係法令・条例の確認のため、奈良市及び奈良県他の関係諸官庁・各課と具体的な事前相談、協議を行ってもよろしいでしょうか。 | 関係法令・条例に関する事前相談・協議については特に制限していません。 |
| 38 | 要求水準書 | 11 | 2. | 2. | 1. | 敷地概要 | 第二種風致地区では「建築及び構造物(擁壁等)高さ10m以下」と記載されていますが、公表資料「別紙3 道路詳細設計資料」の図中に10mを超える擁壁図があります。10mを超える擁壁を計画することは可能と考えてよろしいでしょうか。 | 別紙-3、別紙-4(11月10日頒布分)をご参照ください。 |
| 39 | 要求水準書 | 11 | 2. | 2. | 1. | 敷地概要 | 第二種風致地区で「建築及び構造物(擁壁等)高さ10m以下」とありますが、造成基盤に設置する土木構造物の擁壁でも、同様の規制と考えて宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 40 | 要求水準書 | 11 | 2. | 2. | 1. | 敷地概要 | 第2種風致地区の項目において、建築及び構造物(擁壁等)高さ10m以下、のり面高さ3m以下(3mごとにW=2mの小段の設置)とあるが、公表図面の逆T字擁壁や道路のり面が遵守されていないが、今後設計変更されるという理解で良いか？また、当該変更に伴うコスト増があった場合は別途費用計上させていただけるとの理解で良いか。 | No38の回答をご参照ください。なお、道路構造物については適用されません。 |
| 41 | 要求水準書 | 11 | 2. | 2. | 1. | 敷地概要 | 火葬場は、建築基準法の別表第1(い)欄に掲げる用途には該当しない建築物と考えて宜しいでしょうか。該当する場合は、(1)項から(6)項のどの用途に該当するのでしょうか。 | 火葬場は、建築基準法別表1(い)欄に掲げる用途には該当しませんが、計画案によっては、多目的室等が集会室等に該当する場合もあるため、詳細については市建築指導課と協議下さい。 |
| 42 | 要求水準書 | 11 | 2. | 2. | 1. | 敷地概要 自然公園法 | 関係機関への事前確認した結果、水平投影面積2,000㎡以下とは、1棟あたりの建築物が、地上に露出した部分(屋根・庇等の影になる部分も算定に含む)の和をいい、建築基準法に基づく「建築面積」とは異なるとの見解を得ました。また、地上に露出したパラペット、煙突、給排気塔等についても水平投影面積に含まれるとの見解を得ましたので、それを前提条件と考えて宜しいでしょうか。 | 設計の中で詳細な協議を実施してください。 |
| 43 | 要求水準書 | 11 | 2. | 2. | 1. | 敷地概要 自然公園法 | 関係機関への事前確認した結果、高さ 最低地盤面から13m以下とは、建築基準法に基づく算定方法とは異なり、地上に露出する部分の最低部と最高部との差と考えるとの見解を得ましたので、それを前提条件と考えて宜しいでしょうか。 | 設計の中で詳細な協議を実施してください。 |

奈良市新斎苑等整備運営事業 募集要項等に対する質問への回答 平成29年11月13日

| No. | 資料名 | 頁 | 項目 | | | | 意見・質問内容 | 回答 | |
|-----|-------|----|----|----|----|-----|------------------|--|---|
| 44 | 要求水準書 | 11 | 2. | 2. | 1. | | 敷地概要 自然公園法 | 関係機関への事前確認した結果、建築物に係る土地の勾配30%以下とは、現況地盤面(土地の形状変更する前の地盤面)に建築物を設けたと仮定した場合の当該建築物に接する部分の標高の最高点と最低点の勾配と考えるとの見解を得ましたので、それを前提条件と考えて宜しいでしょうか。 | 設計の中で詳細な協議を実施してください。 |
| 45 | 要求水準書 | 11 | 2. | 2. | 1. | | 敷地概要 第二種風致地区 | 建築及び構造物(擁壁等)高さ10m以下となっていますが、条例による許可基準では、建築物の高さのみの制限となっています。構造物(擁壁等)については10m以下にする必要は無いと考えて宜しいでしょうか | NO40の回答をご参照ください。 |
| 46 | 要求水準書 | 11 | 2. | 2. | 1. | | 敷地概要 第二種風致地区 | 関係機関への事前確認した結果、風致地区の建築物の高さの算定は、建築基準法に基づく平均地盤面からの高さと考えたとの見解を得ましたので、それを前提条件と考えて宜しいでしょうか。 | 設計の中で詳細な協議を実施してください。 |
| 47 | 要求水準書 | 11 | 2. | 2. | 1. | | 景観関係の法規制 | 第二種風致地区のがけ面処理について、道路詳細設計において道路土工基準による土質別の法面勾配及び法高で設計されていますが、公共事業の道路設計であっても風致基準に準じる必要はありませんか。 | No40の回答をご参照ください。 |
| 48 | 要求水準書 | 11 | 2. | 2. | 1. | | 景観関係の法規制 | 自然公園法第二種特別区域内の道路工事において、公益的な必要性があれば新設工事は可能であると承知していますが、現況地形の山稜を分断する道路線形になっている点について、奈良県との協議は完了していると考えてよろしいですか。 | 道路に関しては、県との事前協議は完了済みです。 |
| 49 | 要求水準書 | 11 | 2. | 2. | 2. | | 周辺状況 | 確認ですが、近隣自治会や水利組合との協議は市が主催し、事業者は同席するとの解釈で宜しいでしょうか。 | 市が主催しますが、新斎苑の設計内容、施工計画については、事業者からの説明を予定しています。 |
| 50 | 要求水準書 | 11 | 2. | 2. | 2. | | 周辺状況 | 鉢伏街道について、原則として資材の搬出入などに利用しないとするが、施設整備期間においては、数回程度、重機等の資機材の搬出入が必要不可欠と考えるが(工程計画)、あくまでも、仮設橋梁や本設橋梁が完成し、主要地方道奈良名張線から計画地へアクセスしなければならないのか。公平な入札条件になるよう可か否かでご回答頂きたい。 | 原則として資材の搬出入などに利用しないこととします。 |
| 51 | 要求水準書 | 11 | 2. | 2. | 2. | | 周辺状況 | 現進入路が狭隘な鉢伏街道であることから、原則として資材の搬出入などに利用しないとするが、供用開始後も含まれると理解して宜しいでしょうか(即ち、構内道路計画を行うことが必須条件ということか)。公平な入札条件になるよう、当該事項に対する公表をお願いしたい。 | 原則、認めません。 |
| 52 | 要求水準書 | 11 | 2. | 2. | 2. | | 周辺状況 | 必要に応じ、関係機関と協議を行うこととありますが、基本計画に示される建屋の配置位置、掘削深度より、鉢伏街道に対し山留工事に必要なアースアンカーの施工を想定しますが、敷地境界を越境し、対面の道路隣地境界までは、許容され、関係部署と既に協議済みと考えてよろしいですか。そうでない場合、工程計画、施工上、非常に難しくなることが想定されるため、公平な入札条件になるよう、その可否をご提示ください。 | 道路管理者等関係機関と協議してください。 |
| 53 | 要求水準書 | 11 | 2. | 2. | 2. | | 周辺状況 | 西側集落は、雨水の流下方向となるため、工事の際には、十分配慮すること。また、工事による濁水が流入しないよう配慮することとありますが、近年の集中豪雨、台風の雨量等によっては、濁水流入防止を担保することが難しい状況も想定されます。また、事業敷地近傍で土砂災害があったことも確認しております。上記については、事業者の帰責によらないものと理解してよろしいですか。 | 西側への影響が無いよう最大限の対策を求めます。 |
| 54 | 要求水準書 | 11 | 2. | 2. | 2. | | 周辺状況 | 現時点までに貴市が実施している近隣自治会、水利組合、道路管理者、交通管理者等の関係機関との協議内容についてお示ください。また、橋梁・道路に関する関係機関協議は、市が別途発注されている設計業務において実施済みとの理解で宜しいでしょうか。 | 前段については、協議内容は個別対話で対応します。後段について、市の設計業務で実施済みです。 |
| 55 | 要求水準書 | 12 | 2. | 2. | 4. | (1) | インフラの整備状況 上水道 | 鹿野園配水池近傍の敷地の確保は、今後、市が行うとありますが、どの辺りを想定されてますでしょうか。 | 配水池近傍で調整中です。 |
| 56 | 要求水準書 | 12 | 2. | 2. | 4. | (1) | インフラの整備状況 上水道 | 上水道の敷地外整備については、協議によりその内容が大きく変わるため、提案時点で適切な金額を計上することは困難です。また、事業者による想定で計上しておき、実際の協議に応じて変更するとした場合でも、各事業者で当初の想定の内容が同一でない可能性があり、公平な競争が阻害されると思慮します。敷地外整備については事業範囲外としていただけますでしょうか。 | 上水道の敷地外整備は事業範囲内とし提案を求めます。 |

奈良市新斎苑等整備運営事業 募集要項等に対する質問への回答 平成29年11月13日

| No. | 資料名 | 頁 | 項目 | | | | 意見・質問内容 | 回答 | |
|-----|-------|----|----|----|----|-----|----------------------|---|--|
| 57 | 要求水準書 | 12 | 2. | 2. | 4. | (1) | インフラの整備状況 上水道 | 敷地外の受水槽・給水管の工事・維持管理は、事業範囲外とすべきと考えますが、仮に事業範囲とする場合、「鹿野園配水池の近傍用地に受水槽を設置し」とあるが、鹿野園配水池の場所はどこにあるのか、明示してください。配水池が事業敷地から離れている場合、給水管引き込みに必要な工事費が発生するとともに、地権者等との協議も発生するため、事業者側のリスクではなく、市側のリスク(費用・地権者協議を含む)としていただくようお願いします。 | アクセス道路と鉢伏街道の交差点から西に約80mに位置し、配水池は事業敷地から離れていません。 |
| 58 | 要求水準書 | 12 | 2. | 2. | 4. | (1) | インフラの整備状況 上水道 | 鹿野園配水池の近傍に受水槽を設置し、とありますが、この受水槽の整備は本事業で行うが、維持管理は市が行うという理解で宜しいでしょうか(給水管含む)。本事業敷地外の施設の管理となりますので、市での維持管理が適当と考えます。 | 整備、維持管理については、事業範囲とします。 |
| 59 | 要求水準書 | 12 | 2. | 2. | 4. | (1) | インフラの整備状況 上水道 | 事業者が「開発行為等における水道施設の施工に関する協議(指示)事項について」協議し、必要な調査、設計、施工を行う。とあり、その後段に鹿野園配水池の近傍に用地を確保すると旨の記載があります。一般的に当該用地が確定していない中で、協議は行えず、具体的な調査、設計、施工費用を確定するのは、困難と考えます。当該用地の確定をお願いします。確定されない場合は、別途計画変更対象としてお願いします。 | No55の回答をご参照ください。 |
| 60 | 要求水準書 | 12 | 2. | 2. | 4. | (1) | インフラの整備状況 上水道 | 上水道負担金について記載がありませんが、市の負担と考えて宜しいでしょうか。 | 上水道工事は事業者負担とし、分担金については事業費に含んでいます。 |
| 61 | 要求水準書 | 12 | 2. | 2. | 4. | (2) | インフラの整備状況 下水道(汚水) | ①本件入札における下水道(汚水)においては、公共下水道に関する整備費は見込む必要はなく、あくまでも浄化槽の設置と維持管理費を見積もるだけで良く、公共下水道の計画となった場合には、その時点で改めて費用を見積り、提案時の浄化槽設置・維持管理費と相殺する、との理解で宜しいでしょうか。 ②また、公共下水道となった場合は浄化槽と精算、とありますが、一方で、「市が実施する」との記載もありますが、公共下水道の整備は市が実施するとの理解で宜しいでしょうか。 ③公共下水道整備費が、浄化槽整備・維持管理費を超過した場合は、追加分を市が負担するという理解で宜しいでしょうか。 | ①ご理解のとおりです。 ②事業の範囲とします。 ③市と協議の上、増減を含めて精算します。 |
| 62 | 要求水準書 | 12 | 2. | 2. | 4. | (2) | インフラの整備状況 下水道(汚水) | 下水道については『鹿野園町237番地付近の鉢伏街道上の公共下水道人孔まで約600mの下水管を敷設し、排水することを想定しており、市が下水道法16条に基づく公共下水道管理者の承認を得て実施するものとする。』とあります。『市が』と記載されていますので、上記下水道本管に関しては本事業とは無関係であり、その整備及び維持管理は市が行うとの理解で宜しいですか。 | No61の回答をご参照ください。 |
| 63 | 要求水準書 | 12 | 2. | 2. | 4. | (2) | インフラの整備状況 下水道(汚水) | 公共下水道になった場合の整備は市負担との認識ですが、仮に、事業者側で行うとした場合、鹿野園町237番地から約600mの下水管施工範囲を教えてください(600mの下水管施工範囲が本計画地まで届いていない場合、配管工事費が相当程度発生することになります) | 個別対話の際に対応します。 |
| 64 | 要求水準書 | 12 | 2. | 2. | 4. | (2) | インフラの整備状況 下水道(汚水) | 浄化槽を設置した場合の排水を放流する位置(会所共)を具体的に御指示下さい。排水位置によっては、配管工事費が相当程度発生することから、公平な入札条件となるようにしていただきたい。 | 応募者の提案とします。 |
| 65 | 要求水準書 | 12 | 2. | 2. | 4. | (2) | インフラの整備状況 下水道(汚水) | 浄化槽を設置した場合、法定点検等による維持管理費は相当高額になることが想定されますが、市HPIに提示されている全員協議会資料で示された維持管理コストには当該費用も加味されていますでしょうか。加味されていなかった場合は、本事業範囲から外していただくか、別途費用計上とさせていただきますでしょうか。 | 費用については、見込んでいます。 |
| 66 | 要求水準書 | 12 | 2. | 2. | 4. | (2) | インフラの整備状況 下水道(汚水) | 下水負担金について記載がありませんが、市の負担と考えて宜しいでしょうか。 | 工事費と相殺されるため不要と想定しています。 |
| 67 | 要求水準書 | 12 | 2. | 2. | 4. | (2) | インフラの整備状況 下水道(汚水) | 下水道(汚水)について、落札後に公共下水道の整備が想定されています。このことによる工程遅延リスクは「市負担」との解釈で宜しいでしょうか。参画判断の重要な要素の一つとなります。 | 工事着手前に、協議を行い適切なリスク分担とすることを想定しています。 |
| 68 | 要求水準書 | 12 | 2. | 2. | 4. | (3) | 下水道(雨水) | 「大和川流域調整池設置基準」について、洪水調整池容量の算定にあたり、開発面積の内、造成を行なう面積が対象面積と考えて宜しいでしょうか。 | 設計の中で詳細な協議を実施してください。 |

奈良市新斎苑等整備運営事業 募集要項等に対する質問への回答 平成29年11月13日

| No. | 資料名 | 頁 | 項目 | | | | 意見・質問内容 | 回答 | |
|-----|-------|----|----|----|----|-----|-------------|--|--|
| 69 | 要求水準書 | 12 | 2. | 2. | 4. | (3) | 下水道(雨水) | 調整池について、「大和川流域における総合治水の推進に関する条例」がH29.10.16公告、H30.4.1施行と奈良県ホームページで公表されていますが、本事業は適用されるのでしょうか。 | 適用されます。 |
| 70 | 要求水準書 | 12 | 2. | 2. | 4. | (3) | 下水道(雨水) | 下水道(雨水)に関して、調整池は現在計画平面図に位置が記載されているだけで、詳細等不明です。その状態で要求水準書では、『調整池については、「大和川流域調整池技術基準」に基づき検討を行い、関係機関と協議の上、設置するものとする。』と記載されています。事業者側は今回入札の時点で関係機関との協議内容を想定し、その協議内容を満たす調整池の費用を見込むことは困難であるため、発注者側から入札前に詳細設計が提示していただき、それに基づく見積りとすることで、公平な入札条件としてください。そのうえで、協議の結果変更となった際は設計変更対象としていただけますでしょうか。 | 応募者の提案とします。 |
| 71 | 要求水準書 | 13 | 2. | 3. | 1. | (2) | ユニバーサルデザイン | 誰にでもわかりやすく施設に馴染むサイン計画等を含めた提案との記載がございですが、当該サイン等については、自然公園法、施行規則第11条、第20項の広告物等の制限を受けると理解してよろしいですか。 | 設計の中で詳細な協議を実施してください。 |
| 72 | 要求水準書 | 13 | 2. | 3. | 1. | (3) | 環境への配慮 | 名張線の沿道では、供用時及び工事中について騒音の事後調査を行い、騒音影響を確認するとなっているが、具体的な調査方法はございますでしょうか。また、この業務は市の業務との理解で宜しいでしょうか。 | 前段については、環境影響評価を参考に事業者の提案に委ねます。後段について、事業者の業務です。 |
| 73 | 要求水準書 | 13 | 2. | 3. | 1. | (3) | 環境への配慮 | 埋蔵文化財等が発見された場合は、とありますが、「等」とは何を指すのでしょうか。また、保全業務の具体的手法をお示しください。 | 保全すべきものを総称したもので、その対象によって保全方法は異なるものと想定しています。 |
| 74 | 要求水準書 | 13 | 2. | 3. | 1. | (3) | 環境への配慮 | 施工時に埋蔵文化財等が発見された場合の文化財の保全等について、当該事項は事業者リスクではなく市リスクであると理解して宜しいでしょうか。具体的には、文化財確認後の保全費用及び工程遅延等に伴う一切の費用については、市のリスクになると理解して宜しいでしょうか。 | 事前に予見できないものによる対策、地縁、費用負担については、協議の上、原則市が負うものとします。 |
| 75 | 要求水準書 | 13 | 2. | 3. | 1. | (3) | 環境への配慮 | 予測評価項目以外にも、施工時に…各種の措置を講じる計画とする旨の記載がありますが、事業者が想定して費用を計上することは、極めて困難です。公平な入札条件になるよう、貴市として、想定される対応・費用について具体的に揭示をお願いします。また、事業者選定後、当該揭示額を超過した場合は、精算対象になると理解してよろしいですか。 | No.74の回答をご参照ください。 |
| 76 | 要求水準書 | 13 | 2. | 3. | 1. | (3) | 環境への配慮 | 環境影響評価書に記載された環境保全策のうち、工事中に実施すべき内容については、対価1あるいは対価3のいずれか(もしくはその両方)に含めて計上すればよいとの理解で宜しいでしょうか。 | 工事中に実施すべき内容については、対価1に計上してください。 |
| 77 | 要求水準書 | 13 | 2. | 3. | 1. | (4) | 災害時に対応可能な施設 | 「地震等の発生時においても、利用者の安全と機能を確保できる施設」とありますが、事業者としては事業敷地内の施設の安全・機能維持を行えばよく、橋梁・アクセス道路(市道)については、市の管理という理解で宜しいでしょうか。 | 引渡し後は、市の管理となります。 |
| 78 | 要求水準書 | 14 | 2. | 3. | 2. | (3) | 造成計画 | 地下水位及び河川流量の観測については、別紙9に内容がありますが、測定方法や回数など貴市と協議により決定されるものが多々あり、見積もりが困難です。また、その内容については、第三者や市民等の要求に応えたものが必要と思慮しますので、現時点で内容が確定していない場合は、事業範囲外としていただけますでしょうか。 | 観測数量については別紙-9に示した通りです。市への報告回数は毎月1回以上を想定しています。 |
| 79 | 要求水準書 | 14 | 2. | 3. | 2. | (3) | 造成計画 | 地下水位及び河川流量の観測を永年実施するシステムを構築し、事業者による観測・記録を行うものとするところがあるが、事業者として永年実施について保証できるものではないため、事業期間中という理解で宜しいでしょうか。 | 事業期間中と考えています。 |
| 80 | 要求水準書 | 14 | 2. | 3. | 2. | (3) | 造成計画 | 新斎苑の敷地造成において、地下1階を盛土により覆土を行って建物を隠す計画となっており、平成28年11月の基本計画とは異なる考え方になっています。設計変更の理由をご教示下さい。 | 考え方は変更しておりません。 |
| 81 | 要求水準書 | 14 | 2. | 4. | | | 各ゾーンの施設計画 | 各ゾーンで示されている主要諸室は、提案により集約してもよいでしょうか。 | 施設全体で機能が果たされれば、事業者の提案によるものとします。 |
| 82 | 要求水準書 | 16 | 2. | 4. | 6. | | 外構ゾーン | 慰霊碑について、市の想定される具体的な仕様(寸法等)について、ご指示下さい。 | 応募者の提案とします。 |
| 83 | 要求水準書 | 16 | 2. | 4. | 6. | | 外構ゾーン | 「世界遺産都市に相応しい外部空間」とありますが、具体的にどのようなイメージを想定されていますでしょうか。 | 応募者の提案とします。 |
| 84 | 要求水準書 | 17 | 2. | 5. | 1. | (2) | エントランスホール | コインロッカーは、コイン返却式のものの使用は可能でしょうか。 | 施設全体で機能が果たされれば、事業者の提案によるものとします。 |

奈良市新斎苑等整備運営事業 募集要項等に対する質問への回答 平成29年11月13日

| No. | 資料名 | 頁 | 項目 | | | | 意見・質問内容 | 回答 | |
|-----|-------|----|----|----|----|-----|-------------|---|--|
| 85 | 要求水準書 | 17 | 2. | 5. | 1. | (3) | トイレ | 「更衣のできるトイレを整備する」とありますが、各ブース内の大きさに配慮するという意図と考えるとよろしいでしょうか。 | 喪服や私服の更衣を想定しています。必ずしも更衣スペースを更衣室とは考えておりませんが、更衣スペースをとっていただきたく思います。 |
| 86 | 要求水準書 | 17 | 2. | 5. | 1. | (3) | トイレ | 「成人の利用も可能な多目的ベッド等を設けた便房を各階1以上設置」とあるが、ほぼ利用がなく無駄と思われる。事務室などの他室に1カ所設置することで対応可能との理解で宜しいですか。 | 応募者の提案とします。 |
| 87 | 要求水準書 | 18 | 2. | 5. | 1. | (4) | エレベーター | エレベーターについて、市の想定する最低限の最大定員がないため、本施設の利用特性等を踏まえ、事業者で適切に設定すればよいとの理解でよろしいですか。 | 施設全体で機能が果たされれば、事業者の提案によるものとします。 |
| 88 | 要求水準書 | 18 | 2. | 5. | 2. | (1) | 火葬ゾーン | 将来の火葬件数増加に伴い、事業期間における年度毎の火葬増加見込数がわかれば教えてください。 | 奈良市新斎苑基本計画の想定火葬件数及び奈良市の近年の死亡者数等に基づいて事業者にて算定ください。 |
| 89 | 要求水準書 | 18 | 2. | 5. | 2. | (2) | 多目的室 | 小規模な告別式などを行うとありますが、直送の告別のみでしょうか。それとも当日のみの葬儀も取り扱うのでしょうか。 | 直送の告別の他に当日のみの葬儀も想定しています。 |
| 90 | 要求水準書 | 19 | 2. | 5. | 2. | (3) | 霊安室 | 霊安室(霊安庫3体)想定利用頻度はどのようなものでしょうか？また、最大何日間利用可能と想定されていますか？ | 火葬までに時間を要する遺族等のための施設ですが、日によって偏りが想定されます。利用可能日数は、前述の解消される数日程度までとします。 |
| 91 | 要求水準書 | 19 | 2. | 5. | 2. | (4) | 動物炉用告別室 | 動物炉では、動物を1日1回数体まとめて火葬するスケジュールを考慮して宜しいでしょうか？ | 1日の火葬回数は事業者の提案とします。火葬は、数体まとめての火葬を想定しています。 |
| 92 | 要求水準書 | 19 | 2. | 5. | 2. | (4) | 動物炉用告別室 | 動物受付の時間帯は開場時間とのご認識でしょうか。動物の種類、受入頭数及び重量等はどの程度を想定されているのでしょうか。動物火葬は1頭ずつの個別火葬は行わないとの認識で宜しいでしょうか。 | 受付時間は開業時間内を想定しています。受入れる動物の種類や頭数、重量を制限するかは未定です。個別火葬は行いません。 |
| 93 | 要求水準書 | 19 | 2. | 5. | 3. | (2) | 待合室 | 収納可能な倉庫とは食器棚と考えてもよろしいでしょうか。 | 食器棚を含め机や椅子など一定程度収納できる倉庫を想定しています。 |
| 94 | 要求水準書 | 19 | 2. | 5. | 3. | (2) | 待合室 | 待合室において、アルコール類の提供・持込は不可という理解でよろしいでしょうか。 | 特に制限することは想定していません。 |
| 95 | 要求水準書 | 19 | 2. | 5. | 3. | (2) | 待合室 | 飲食が可能な範囲は待合ホール、待合室及び喫茶ゾーンとの認識で宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 96 | 要求水準書 | 19 | 2. | 5. | 3. | (3) | 給湯室・パントリー | 必要となる家具(食器棚、冷蔵庫、配膳卓など)とありますが、事業者提案として宜しいでしょうか？ | 施設全体で機能が果たされれば、事業者の提案によるものとします。 |
| 97 | 要求水準書 | 20 | 2. | 5. | 3. | (4) | 喫茶・売店 | 使用前に1年分の当該使用料を支払うこととあるが、四半期ごとの後払いでもよろしいでしょうか。また、使用料が決まっているならご教示ください。また㎡単価での使用料なら1㎡あたりの使用料をご教示ください。 | 奈良市行政財産使用料条例により使用前の納入となります。また参考として、建物部分の使用料は約500,000円/㎡(税抜)×(使用面積)×7.56/100、土地部分の使用料は約6,000円×(使用面積)×4.32/100をそれぞれ加えた額を想定しています。 |
| 98 | 要求水準書 | 21 | 2. | 5. | 4. | (3) | 収骨準備室 | P18に、告別室、炉前ホール、収骨準備室及び収骨室の機能が一体となった部屋を火葬炉2基に1室の設置を想定しているとあります。P21の(3)に記載の機能があれば、収骨準備室を単独に設けなくとも良いと解釈して宜しいでしょうか？ | 施設全体で機能が果たされれば、事業者の提案によるものとします。 |
| 99 | 要求水準書 | 21 | 2. | 5. | 4. | (3) | 収骨準備室 | 収骨準備室は必須事項でしょうか。 | 施設全体で機能が果たされれば、事業者の提案によるものとします。 |
| 100 | 要求水準書 | 21 | 2. | 5. | 4. | (3) | 収骨準備室 | 整骨などの収骨準備等を行う部屋を機能的に整備とあり、また、P81記載の収骨業務に収骨トレイへ焼骨の移動等する場合は、地域の風習を考慮し、喪主等の立会のもとで行うとあります。奈良市の収骨風習で、遺骨をトレイに移し替えるケースはあるのでしょうか。収骨準備室の用途はどのような事を想定されているのでしょうか。 | 現在の東山霊苑は収骨トレイに移し替えてはしません。施設全体で機能が果たされれば、事業者の提案によるものとします。 |
| 101 | 要求水準書 | 22 | 2. | 5. | 5. | (1) | 事務室 | 事務室におけるインターネット回線使用の制限はないとの認識で宜しいでしょうか。 | 施設の機能が果たされれば、事業者の提案によるものとします。 |
| 102 | 要求水準書 | 23 | 2. | 5. | 6. | (1) | 門扉・フェンス | 敷地周辺に柵等を設けること。あきらかに必要のない部分は除くとありますが、1.5遵守すべき法令にある墓地、埋葬等に関する法律の墓地、埋葬等に関する法律施行細則、第6条、(3)ア、周囲は内部を見通せない高さの障壁で境界を設け、かつ樹木を植栽することとあります。この場合、敷地境界全周に柵ではなく、障壁(見通しが出来ない形状のもの)で囲うことが必要になりますが、緩和されると理解してよろしいですか。また、当該事項は事業者で判断できない内容です。貴市にて、緩和される範囲を指定して頂きますようお願いいたします。 | 転落等危険防止、進入防止を目的としておりますが市との協議事項とします。 |
| 103 | 要求水準書 | 23 | 2. | 5. | 6. | (3) | 緑地、散策路、休憩施設 | 鹿、猪等の動物による被害は発生しないように配慮することとありますが、事業実施範囲すべてを対象とした対策は膨大な対策費が発生するため対応が困難です。事業者としては、本事業で土地を改変した範囲のうち必要と事業者が考える範囲(施設利用者が利用する範囲)を対象と考えて宜しいでしょうか。 | No102の回答を参照ください。 |

奈良市新斎苑等整備運営事業 募集要項等に対する質問への回答 平成29年11月13日

| No. | 資料名 | 頁 | 項目 | | | | | 意見・質問内容 | 回答 |
|-----|-------|----------|----|----|----|-----|---------------------------|--|---|
| 104 | 要求水準書 | 24 | 2. | 5. | 6. | (4) | 調整池 | 調整池に関しては、関係部局と協議を行い、同意を得て設置するものとするがあるが、本事業敷地は、自然公園法、風致基準等の制限を受ける特殊な事業敷地であり、協議先が輻輳することが想定される。提案段階で当該協議で確認を得るには、貴市の協力を得て、関係部局にご参集頂き、短期間に集中協議しなければ、計画が難しいと判断します。上記が難しい場合、受注後の協議で、当グループ計画から乖離したのになった場合、設計変更対象と理解して宜しいでしょうか。 | 応募者の提案とします。なお、事業者の責任において担当部署と協議を行ってください。 |
| 105 | 要求水準書 | 25 | 2. | 6. | 1. | | 火葬炉概要 | 火葬炉の各機器を設計するために燃焼計算が必要となります。燃焼計算の条件となる遺体重量は70kgとして、棺重量25kg、副葬品5kgとあわせて合計100kgとしての計算で宜しいでしょうか？ 70kgを超えるご遺体を火葬できないという意味ではなく、70kgを超えるものは火葬時間を延長して対応することになります。 | 2.6.1(3)のとおり、80kg+25kg+5kg=110kgまでは通常約60分の火葬時間とします。80kgを超えるご遺体を火葬する場合は時間を延長して対応します。 |
| 106 | 要求水準書 | 26 | 2. | 6. | 1. | | 火葬炉概要 | 異なる排気系統との接続は行わないとあります。常時は完全遮蔽されており異なる排気系統とは接続されていないが、非常時は安全排出のため通風できる設備の提案が可能でしょうか？ | 機能が果たされれば、応募者の提案によるものとします。 |
| 107 | 要求水準書 | 26 | 2. | 6. | 1. | (3) | ④ 主要設備 | 「異なる排気設備との接続は行わない」とありますが、排気設備故障時に、隣接系列に排ガスを迂回させ火葬を継続することは有効な手段と考えます。パイパス経路のご提案は可能でしょうか。 | 機能が果たされれば、応募者の提案によるものとします。 |
| 108 | 要求水準書 | 27 | 2. | 6. | 1. | | 別紙-5 性能試験 竣工及び開業時検査 | 火葬件数により、引渡し後の10日以内に全ての人体炉及び動物炉で運転調整が完了できない場合、開業時測定を行う時期については、貴市と相談できるのでしょうか？ | 稼働状況を考慮し、市と協議の上実施することとします。 |
| 109 | 要求水準書 | 27 | 2. | 6. | 1. | (4) | 火葬炉設備 性能試験 | 周辺住民等から苦情が発生した場合には、速やかに調査を実施し、対策を行うこととあるが、全ての苦情に対応した場合、運営事業に支障をきたします。また、性能試験費用も多大に要するものとなります。要求水準書において、調査を必要とする事象・条件を明確に、かつ詳細に記載して頂きたい。上記が難しい場合、全て市のリスクと理解して宜しいでしょうか確認したい。 | 苦情等には、市に起因するものと、事業者に起因するものが想定されるため、事業者に起因するものについては、速やかに調査を実施し、対策を行ってください。 |
| 110 | 要求水準書 | 30 | 2. | 6. | 2. | (2) | 機械設備⑤再燃焼炉 | 滞留時間1.0秒以上とあります。燃焼計算の対象物重量は、ご遺体70kg+棺25kg+副葬品5kgで合計100kgと想定して宜しいでしょうか？ | No105の回答をご参照ください。 |
| 111 | 要求水準書 | 28 31 | 2. | 6. | 2. | (3) | 通風設備 | ④排気筒において、排気筒上部にかさ等を設置しないこととあるが、横出しにしなければならぬという理解で宜しいでしょうか。効率を考えると上部に排気を逃がす計画としたがい不可ということでしょうか。その場合、公平な入札条件となるよう当該項目についてご公表のほどお願いします。 | かさ等を設置することを可とします。 |
| 112 | 要求水準書 | 31 | 2. | 6. | 2. | (3) | 通風設備 排気筒 | 「かさ等を設置しないこと」とありますが、雨水等の侵入防止にかさの設置は有効と考えます。かさを設置しても宜しいでしょうか。 | No111の回答をご参照ください。 |
| 113 | 要求水準書 | 34 | 2. | 6. | 3. | | 別紙-6 電気・計装設備 一般 事項 | 別紙-6 計装制御一覧表の内容について、詳細は事業者の提案とする、とありますが、事業者が性能を保証するのであれば、別紙-6に記載の項目を修正または削除しても宜しいでしょうか？ | 応募者の提案とします。 |
| 114 | 要求水準書 | 37 | 2. | 7. | 2. | (6) | 発電設備 | 「発電装置の仕様は、火葬炉設備(火葬炉と火葬業務遂行のために最低限必要な設備)が72時間(3日間)連続運転できるものとし、…」とありますが、何tのタンクローリー車で何日間隔で給油すると考えればよろしいでしょうか。 | No126の回答をご参考の上、応募者の提案とします。 |
| 115 | 要求水準書 | 37 | 2. | 7. | 2. | (6) | 発電設備 | 火葬炉12基同時稼働にて、72時間連続運転可能な設備との認識で宜しいでしょうか。 | No126の回答をご参照ください。 |
| 116 | 要求水準書 | 37 | 2. | 7. | 2. | (8) | 構内交換(電話)設備 | 内線電話機能を有する電話設備を各居室に設置するとあります。待合室も居室に入るのでしょうか？ | 待合室にも設置します。 |
| 117 | 要求水準書 | 37 | 2. | 7. | 2. | (8) | 構内交換(電話)設備 | 公衆電話の設置を求められていますが、先行事例からも、公衆電話の利用頻度はほとんどの場合ゼロです。そのため、利用者に対して通信手段を確保すれば、公衆電話の設置は不要としていただくことはできませんでしょうか。 上記において設置が必須の場合は、公衆電話とはNTTなど事業者が設置するものと限らず 事業者が設置する不特定の方が課金し利用できる特殊簡易公衆電話(いわゆるピンク電話)と考えてよろしいでしょうか？(NTTなど通信事業者を特定した要求は望ましくないと考えます) | 応募者の提案としますが、現在も必要とされている方がいることはご承知おきください。 |

奈良市新斎苑等整備運営事業 募集要項等に対する質問への回答 平成29年11月13日

| No. | 資料名 | 頁 | 項目 | | | | | 意見・質問内容 | 回答 |
|-----|-------|----|----|----|----|------|-------------|--|---|
| 118 | 要求水準書 | 38 | 2. | 7. | 2. | (10) | 拡声設備 | BGMの実施とあるが、当該施設には不要で良いでしょうか。 | 原文どおりとします。 |
| 119 | 要求水準書 | 38 | 2. | 7. | 2. | (14) | 監視カメラ設備 | (14)監視カメラ設備について、監視映像が録画できる装置を設置することとあるが、市においてプライバシー上問題ないことを確認していると理解して宜しいでしょうか。当該事項について、運営上問題(苦情等の一切)が生じた場合、リスクは全て市にあると理解して良いか。また、当該装置は、本施設に設置せず、別の施設において管理するようなシステムでも対応可能か。 | プライバシー上の問題はないと考えています。録画できる装置の別施設への設置及び管理については、応募者の提案とします。 |
| 120 | 要求水準書 | 38 | 2. | 7. | 2. | (14) | 監視カメラ設備 | 火葬炉監視用途では、夜間使用していない為、録画の必要はないと考えます。録画装置の付いた監視カメラの配置については、事業者提案で宜しいでしょうか？ | 前段は、夜間において火葬炉監視における録画は必要としません。後段は応募者の提案とします。 |
| 121 | 要求水準書 | 40 | 2. | 7. | 3. | (2) | 換気設備 | 脱臭設備を設置することとありますが、告別室、収骨室が必須で、その他は事業者の判断との解釈でしょうか、また、脱臭設備は不要と事業者が判断する場合は、いかなる室にも不要であると考えてよろしいでしょうか？ | 利用者が不快感を感じることなく過ごせる環境を提供することが目的ですので、それを実現可能であれば、応募者の提案とします。 |
| 122 | 要求水準書 | 40 | 2. | 7. | 3. | (5) | 給水設備 | 鹿野園配水池からの給水量には制限がありますでしょうか。あれば、最大いくらでしょうか。 | 設計の中で詳細な協議を実施してください。 |
| 123 | 要求水準書 | 41 | 2. | 7. | 4. | | 燃料保管設備 | 72時間(3日間)、連続運転可能な燃料が備蓄できる設備とするとあるが、当該事項は、火葬炉運転に係る燃料で、発電設備に要する備蓄量は別途計画する必要があると理解して宜しいでしょうか。即ち、火葬炉運転燃料(72時間分)と発電設備運転燃料(72時間分)の和と理解して良いか。 | ご理解のとおりです。 |
| 124 | 要求水準書 | 41 | 2. | 7. | 3. | (6) | 給湯設備 | 配管材料は一般配管用ステンレス鋼管とする。とあるが、同等品であれば事業者提案として宜しいでしょうか。 | 施設全体で機能が果たされれば、応募者の提案によるものとします。 |
| 125 | 要求水準書 | 41 | 2. | 7. | 3. | (7) | 排水設備 | 防火区画の貫通処理が必要な箇所には耐火二層管を用いること。とあるが同等品であれば事業者提案として宜しいでしょうか。 | 施設全体で機能が果たされれば、応募者の提案によるものとします。 |
| 126 | 要求水準書 | 41 | 2. | 7. | 4. | | 燃料保管設備 | 72時間で想定する火葬件数をお示ください。 | 災害時には、72時間で約400件程度を想定しています。 |
| 127 | 要求水準書 | 42 | 2. | 8. | | | 運営システムの整備 | 同じデータを市役所にて確認、操作等が可能な環境を整備することとありますが、誤操作等による予約ミス等を防ぐため、市役所で行うことのできる操作に一定の制限(予約の取り消しはできない等)を加えることは可能でしょうか。 | 市役所での運営システムの制限項目については市と協議して決定します。 |
| 128 | 要求水準書 | 42 | 2. | 8. | 1. | | 予約の受付 | 予約対象を記載されておりますが、待合室、多目的室、霊安室の利用は有料となるのでしょうか？また、その他有料になるものをご教示ください。 | 有料になる範囲は平成32年度に決定する予定です。 |
| 129 | 要求水準書 | 43 | 2. | 8. | 1. | | 運営支援システムの概要 | (3)その他予約、監視など市役所からも行うことができるシステムとすることとあるが、特に監視について、市としてプライバシー上問題ないことを確認していると理解して宜しいでしょうか。当該事項について、運営上問題(苦情等の一切)が生じた場合、リスクは全て市にあると理解して良いか。 | 炉や待合室の状況を監視する運営支援システムは、プライバシーに支障をきたすとは考えていません。また、当システムは適正に構築・運営されることを要求水準書に明記していることから事業者の帰責事由による運営上の問題に関するリスクは事業者となります。 |
| 130 | 要求水準書 | 44 | 2. | 9. | | | 道路計画 | 主要地方道奈良名張線より、鉢伏街道へ至る新設道路への街路灯の設置の有無及び詳細を具体的にご教示ください。 | 現在、街路灯を設置する予定はありません。 |
| 131 | 要求水準書 | 44 | 2. | 9. | | | 道路計画 | 2.9道路計画に、「アクセス道路」、及び「構内道路」、仮設橋梁、橋梁(本設)に関し、県等との協議を含め市において実施している旨の記載があるが、上記に対し図面が一部公表されているが、詳細が不明な部分が多々あり、見積精度が確保できない。積算精度が確保できる資料(より詳細な図面及び数量書)についていつ頃公表されるのか。また、公表されず、事業者による施工時、乖離が発生した場合、全て設計変更対象であると理解して宜しいでしょうか。 | No38の回答をご参照ください。なお、仮設橋梁の資料については11月中旬に頒布予定です。 |
| 132 | 要求水準書 | 44 | 2. | 9. | | | 道路計画 | 2.9道路計画に、「アクセス道路」、及び「構内道路」について図面を公表されているが、第2種風致地区の項目において、建築及び構造物(擁壁等)高さ10m以下、のり面高さ3m以下(3mごとにW=2mの小段の設置)が、適合してないように思うが、県等との協議において、「アクセス道路」及び「構内道路」の範囲においては、風致基準等は緩和されていると理解して宜しいでしょうか。そうでない場合、当該基準に適合した積算に必要な図面を公表して頂きたい。 | No40の回答をご参照ください。 |

奈良市新斎苑等整備運営事業 募集要項等に対する質問への回答 平成29年11月13日

| No. | 資料名 | 頁 | 項目 | | | | 意見・質問内容 | 回答 | |
|-----|-------|----|----|----|----|-----|-----------------|---|---|
| 133 | 要求水準書 | 44 | 2. | 9. | | | 道路計画 舗装の品質保証 | 現設計では橋梁面舗装への凍結対策等は採用されていないと考えてよろしいでしょうか。また必要となった場合は受注後の設計変更対象と理解してよいでしょうか。そうでない場合、仕様、構造、詳細図等を提示ください。 | 現在、詳細設計中であり、橋梁整備費用については、精算の対象としています。 |
| 134 | 要求水準書 | 44 | 2. | 9. | | | 道路計画 舗装の品質保証 | 現設計では市道部舗装勾配部にはスリップ対策舗装は採用されていないと考えてよろしいでしょうか。また必要となった場合は受注後の設計変更対象と理解してよいでしょうか。そうでない場合、仕様、構造、詳細図等を提示ください。 | No38の回答をご参照ください。 |
| 135 | 要求水準書 | 44 | 2. | 9. | | | 道路詳細設計 | 景観の法規制にかかる工作物等の高さ制限に対して、道路詳細設計における擁壁等の工作物に、高さ制限を超えるものがありますが、設計変更が必要と考えてよろしいでしょうか。 | No38の回答をご参照ください。 |
| 136 | 要求水準書 | 44 | 2. | 9. | | | 道路詳細設計 | 新斎苑の敷地排水は、大和川流域の調整池設置基準に準じた調整池を設置し、オリフィスと洪水吐(100年確率の降雨量)から放流する計画となりますが、現設計では放流先の道路排水施設はU型側溝(U360)となっています。道路排水施設の断面検討条件をご教示下さい。 | 応募者の提案とします。 |
| 137 | 要求水準書 | 44 | 2. | 9. | | | 道路計画 | 橋梁の予備設計資料を参考に工事費を見積との指示ですが、詳細設計時との価格リスクは「市負担」との解釈で宜しいでしょうか。予備設計資料が極端に少なく大きなリスクと考えます。 | 変更の対象とします。 |
| 138 | 要求水準書 | 44 | 2. | 9. | | | 道路計画 | 橋梁については予備設計の成果を参考とありますが、想定と違う詳細設計の場合は、変更の対象と考えて宜しいでしょうか。 | 変更の対象とします。 |
| 139 | 要求水準書 | 45 | 2. | 9. | 2. | (2) | 舗装の品質保証 | 品質保証の実施にあたり参考とすべき基準や仕様書などがあればご教示ください。 | 要求水準書別紙7を参照してください。 |
| 140 | 要求水準書 | 45 | 2. | 9. | 3. | | 橋梁計画 | (2)に他工事の施工中に桁に損傷を与えたものについて、受注者の責に帰すことができないとあるが、本事業選定者以外に本敷地近傍も含め別途工事があるのか。当該グループの工事計画に支障があると工程、事業費等に影響を与えるため、別途工事があれば、その詳細について提示願いたい。 | 現在、想定しているものではありません。 |
| 141 | 要求水準書 | 45 | 2. | 9. | 3. | (2) | 橋梁の品質保証 | 品質保証の実施にあたり参考とすべき基準や仕様書などがあればご教示ください。 | 要求水準書別紙7を参照してください。 |
| 142 | 要求水準書 | 46 | 3. | 1. | 2. | (1) | 統括管理責任者 | 統括管理責任者について確認ですが、現場には常駐しなくても良いとの解釈で宜しいでしょうか。 | 施設の円滑な運営が可能な体制あれば、応募者の提案によるものとします。 |
| 143 | 要求水準書 | 46 | 3. | 1. | 2. | (1) | 統括管理責任者 | 統括管理責任者は、維持管理業務責任者又は運営業務責任者と兼務することは可能でしょうか。兼務が不可な場合、統括管理責任者は現場に常駐しない人員とすることは可能でしょうか。 | 施設の円滑な運営が可能な体制あれば、応募者の提案によるものとします。 |
| 144 | 要求水準書 | 47 | 3. | 1. | 3. | | 管理計画書 | 基本管理計画書及びそれに付随する書類を統括管理業務の開始の30日前までに市に提出しとあります。設計・建設期間および維持管理・運営期間のそれぞれの業務開始前との理解で宜しいでしょうか？ | 契約後、速やかに提出することとします。 |
| 145 | 要求水準書 | 47 | 3. | 1. | 4. | (1) | 月次管理報告書 | 統括管理業務において、月次で報告すべき内容としては、どのような内容を想定されているか、ご教示ください。 | 各業務の実施状況や翌月の予定等を記載することを想定しています。内容については市と協議することとします。 |
| 146 | 要求水準書 | 48 | 3. | 2. | 2. | (2) | 総務業務 | SPCを設立する場合は、各事業年度終了後2か月以内に会社法上要求される計算書類、…中略…及びキャッシュフロー計算書を市に提出することになっていますが、ここでのキャッシュフロー計算書とは、募集要項資料4-2提案書様式集【2】-II-11の書式「長期収支計画書」で宜しいですか。 | 基本契約書(案)第9条第1項をご参照下さい。本規定は削除します。 |
| 147 | 要求水準書 | 48 | 3. | 2. | 2. | (2) | 総務業務 | 維持管理・運営業務委託契約書(案)23頁第74条第2項では、乙は株主総会の承認を受けた計算書類等の写しを、当該事業年度の最終日から3箇月以内に、甲に提出するとなっていますので、期間の統一をお願いします。株主総会後となれば3箇月以内にして頂きたい。 | 維持管理・運営業務委託契約書(案)第74条第2項の規定を正とします。 |
| 148 | 要求水準書 | 50 | 4. | 1. | 3. | | 実施体制 | 土木設計企業と建築設計企業を個別にグループ化した場合、設計JVを組成する必要があるのでしょうか。 | 応募者の提案とします。 |
| 149 | 要求水準書 | 50 | 4. | 1. | 3. | (1) | 設計業務責任者 | 土木設計企業と建築設計企業を個別にグループ化した場合、業務責任者はどちらかの企業から選任するとの解釈で宜しいでしょうか？ | ご理解のとおりです。 |
| 150 | 要求水準書 | 51 | 4. | 1. | 6. | | 設計業務範囲 | 事業者に対して工期の変更を伴わず、かつ、事業者の提案を逸脱しない範囲で、当該施設の設計変更を要求するものとするところがあるが、事業者の提案を逸脱しない範囲とは、事業者の施設整備費も含まれ、コスト増を伴う市の要求はないものと理解して宜しいでしょうか。 | コストの増減分も考慮し、市と協議します。 |

奈良市新斎苑等整備運営事業 募集要項等に対する質問への回答 平成29年11月13日

| No. | 資料名 | 頁 | 項目 | | | | 意見・質問内容 | 回答 | |
|-----|-------|----|----|----|----|-----|---------------|--|---|
| 151 | 要求水準書 | 51 | 4. | 1. | 6. | | 設計業務範囲 | 事業者募集時に公表した資料、事業契約書及び本書等に基づいて、事業者の責任において基本設計及び実施設計を行うものとするが、現在公表されている、道路計画図、本設橋梁図の詳細が確認できない。当該部分は、別途契約済みの市の責任において確実に行われていると理解して宜しいでしょうか。また、上記図面の詳細図をご公表頂かないと道路計画に絡む本設計範囲の詳細について計画がまとまらない。仮に事業者が選定された後、その詳細が記され、事業者計画に乖離が生じた場合の設計の変更対応費用並びに施設整備の変更費用は設計変更対象と理解して良いか。 | 前段は、No38の回答をご参照ください。後段は、No.138をご参照ください。 |
| 152 | 要求水準書 | 51 | 4. | 1. | 6. | | 設計業務範囲 | 「大幅な変更」とは、「規模によらず、事業者において追加的な費用の増減が発生する変更」との理解で宜しいでしょうか。 | 変更内容により、事業者と協議を行います。 |
| 153 | 要求水準書 | 51 | 4. | 1. | 6. | | 設計業務範囲 | アクセス道路および橋梁については、貴市にて詳細設計が完了していることから、本事業の業務範囲外という理解でよろしいでしょうか。また、落札後に各種協議や条件変更などにより、アクセス道路および橋梁の詳細設計の変更が必要となった場合も貴市において実施するという理解でよろしいでしょうか。これらの理解を踏まえ、アクセス道路および橋梁に関する設計費用(設計変更を含む)は提案において一切計上する必要はないという理解でよろしいでしょうか。 | 事業者に起因する設計変更については、事業者の負担とします。 |
| 154 | 要求水準書 | 52 | 4. | 2. | 1. | | 事前調査業務 | 測量調査につきましては、市の業務との認識でよろしいでしょうか。また、調査済み測量図を開示願います。 | 必要な調査は、事業者で実施してください。後段は、別紙をご参照ください。 |
| 155 | 要求水準書 | 52 | 4. | 2. | 1. | | 事前調査業務 | (2)その他調査について、設計・建設に当たって必要な調査に測量調査の記載があるが、本事業敷地について、隣接土地所有者との敷地境界については市にて確認済みと理解して宜しいでしょうか。確認済みでない場合、市にて施設整備開始までに、地権者との協議を完了して頂けると理解して宜しいでしょうか。そうでない場合、事業費、工程遅延のリスクが伴うがその場合、一切のリスクは市にあると理解して宜しいでしょうか。 | 事業の開始までには、境界が確定している前提でご提案ください。確定していない場合のリスクは市に帰属します |
| 156 | 要求水準書 | 52 | 4. | 2. | 1. | | 事前調査業務 | (2)その他調査について、設計建設に当たって必要な調査に地質調査とあるが、提案段階において地質調査を行うことはできず、実施済みの地質調査結果を基に計画するが、本事業敷地では地下水、支持層の位置が急激に変化する箇所があるように考える。事業者選定後、地質調査を行って、既に公表されている土質調査業務委託報告書からも想定できない結果を得た場合、設計変更対象になると理解して宜しいでしょうか。 | 明らかに想定不可能な状況が発生した場合は、市と協議することとします。 |
| 157 | 要求水準書 | 52 | 4. | 2. | 1. | (1) | 電波等障害状況 | 電波障害について調査を行うこと。とあるが昨今地上波デジタルにより影響がないため、一般社団法人日本CATV技術協会仕様による机上調査のみと考えて宜しいでしょうか。 | 本事業による他地域への影響がないことが確認することが目的ですので、目的をご理解の上、事業者の提案とします。 |
| 158 | 要求水準書 | 52 | 4. | 2. | 2. | | 各種関係機関等との調整業務 | 既存道路等の周辺施設との境界部を設計するに当たり、市と十分協議を行うこと。とあるが、提案段階では、他グループへの情報漏えいが懸念され、できないと考える。事業者選定後に市との協議で大幅な設計変更が伴う場合、当該変更に伴う設計変更費用及び施設整備の変更費用(費用並びに工期)については設計変更対象と理解して宜しいでしょうか。そうでない場合、周辺施設との境界部を設計するに当たり、市が留意している事項について公表をお願いしたい。 | No38の回答をご参考の上、必要であれば個別対話の際に対応します。 |
| 159 | 要求水準書 | 52 | 4. | 2. | 3. | | 設計業務及びその関連業務 | 周辺住民に対する施設計画の説明については、市の了解を得たのち、事業者が実施するとあるが、市が実施し、事業者はそれに協力をするという理解で宜しいでしょうか。当該事業は市の事業であり、現状、近隣住民の心情を考慮すると事業者の施設計画説明では体をなさないことが容易に想定できる。あくまでも市の責任において実施をお願いしたい。そうでない場合、上記に伴う、事業計画の変更等(費用・工程)の一切について、市のリスクであると理解して宜しいでしょうか。また、当該説明会の会場については、市にて確保して頂けると考えて宜しいでしょうか。そうでない場合、参加人数等の詳細な情報を頂かないと所要の貸会議室等の費用を計上することができない。あるいは、都度精算して頂けると考えて宜しいでしょうか。 | 基本的には市が主催し、事業者が同席します。 |
| 160 | 要求水準書 | 52 | 4. | 2. | 3. | | 設計業務及びその関連業務 | その他業務を実施する上で、必要な関連業務がある場合は適宜対応するとあるが、市が想定しているその他業務が過度な場合、費用計上しないと対応ができない。市としても現時点でどのような関連業務が発生するのか想定は困難であると考えため、市の意向により事業者へ要望するその他業務については、本入札見積りには含めず、都度精算として頂けますでしょうか。 | 市が主催する住民説明会等を想定していますが、過度な場合においては、市は協議を応じます。 |

奈良市新斎苑等整備運営事業 募集要項等に対する質問への回答 平成29年11月13日

| No. | 資料名 | 頁 | 項目 | | | | 意見・質問内容 | 回答 | |
|-----|-------|----|----|----|----|-----|-----------------|--|---|
| 161 | 要求水準書 | 53 | 5. | 1. | 3. | (2) | 建設業務責任者 | 確認ですが、1名で建築工事で土木工事を統括するとの解釈で宜しいでしょうか。また、法令による資格を有する者とありますが、具体的には何を指すのでしょうか、ご教授ください。 | ご理解のとおりです。各業務に必要な建築士や施工管理技士等の資格については、建築、土木の各業務責任者が取得していれば良いものと考えており、業務責任者については、要求水準書に示した業務内容を実施可能な人材を想定しており、具体的な資格は、応募者の提案とします。 |
| 162 | 要求水準書 | 54 | 5. | 2. | 1. | (1) | 基本的な考え方 | 施設計画の説明や工事の事前説明につきましては、主催は市の業務との認識でよろしいでしょうか。 | 主催は市ですが、事業者の責任で施設計画、施工計画の説明を実施してください。 |
| 163 | 要求水準書 | 54 | 5. | 2. | 1. | (1) | 基本的な考え方 | (1)基本的な考え方について、周辺住民に対する建設工事関係の事前説明については、事業者が実施し、市は、これに協力するものとする旨の記載があるが、市が実施し、事業者はそれに協力をするという理解で宜しいでしょうか。当該事業は市の事業であり、現状、近隣住民の心情を考慮すると事業者の事前説明では体をなさないことが容易に想定できる。あくまでも市の責任において実施をお願いしたい。そうでない場合、上記に伴う、事業計画の変更等(費用・工期)の一切について、市のリスクであると理解して宜しいでしょうか。また、当該説明会の会場については、市にて確保して頂けると考えて宜しいでしょうか。そうでない場合、参加人数等の詳細な情報を頂かないと所要の貸会議室等の費用を計上することができない。あるいは、都度精算して頂けると考えて宜しいでしょうか。 | 基本的には、市が主催し、事業者が同席します。 |
| 164 | 要求水準書 | 54 | 5. | 2. | 1. | (1) | 基本的な考え方 | (1)基本的な考え方、近隣の生活環境に与える影響を勘案し、合理的に要求される範囲の近隣対応を実施すること。とあるが、現状、近隣住民の心情を考慮すると事業者にて合理的に要求される範囲を設定し、対応することは難しい。市にてその範囲を明確にして頂きたい。そうでない場合、当該近隣対応に要する費用・工期に関する一切について、市のリスクであると考えて宜しいでしょうか。 | 個別対話の際に対応します。 |
| 165 | 要求水準書 | 55 | 5. | 2. | 1. | (1) | 工事時間 | 周辺住民に十分配慮した時間帯とありますが、市側で想定されている時間帯がありましたらご教示下さい。 | 市では想定しておらず提案によります。 |
| 166 | 要求水準書 | 55 | 5. | 2. | 1. | (1) | 基本的な考え方 | (1)基本的な考え方、工事時間については、周辺住民に十分配慮した時間帯とするとあるが、当グループでは、一般的な工事現場同様、8:00~18:00までを工事時間と想定している。しかしながら、近隣住民の心情を考慮するとより、短い工事時間を要望されることも考えられる。従って、市にて工事時間を指示頂きたい。そうでない場合で、事業者が想定した工事時間より近隣住民の要望する工事時間に対応しなければならなくなった場合、費用・工期に関わる一切のリスクは市と理解して宜しいでしょうか。 | 周辺住民との協議によります。 |
| 167 | 要求水準書 | 55 | 5. | 2. | 1. | (1) | 基本的な考え方 | 『工事範囲については万能塀等で囲み』とありますが、設置範囲としては施工範囲の内、市道東部285号線及び県道80号線と接する面と考えれば良いでしょうか。 | 周辺環境への影響を考慮した上で、応募者の提案とします。 |
| 168 | 要求水準書 | 55 | | | | | 建設工事着手前業務 | 現在地元同意が得られてないと伺っていますが、工事着手前の近隣への説明実施時期には、地元同意が得られていると考えて宜しいでしょうか。 | 地元とは継続して協議を行います。 |
| 169 | 要求水準書 | 56 | 5. | 2. | 1. | (1) | 基本的な考え方 | 本事業は、膨大な建設発生土の運搬処分が伴います。また、設計・建設を市と委託契約することから、公共残土として公共処分地において処分する対応が必要になると理解しますがよろしいでしょうか。その場合、指定処分地までの距離等について、ご揭示ください。 | 応募者の提案とします。 |
| 170 | 要求水準書 | 57 | 5. | 2. | 1. | (3) | 不可抗力による追加費用等の負担 | 『建設期間中の不可抗力による追加費用等の負担に関しては、事業契約書にて詳細を示す』とありますが、「事業契約書」とは何をさしていますでしょうか。 | 設計・施工一括型工事請負仮契約書(案)を意味します。 |
| 171 | 要求水準書 | 57 | 5. | 2. | 1. | (3) | 建設期間中業務建設工事 | 要求水準書では、周辺地域に水枯れ等の被害が発生した場合は、事業者の責めにおいて対応することとなっていますが、設計・施工一括型工事請負仮契約書第38条では、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、甲がその損害を負担するとなっています。ただし、乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、乙が負担するとなっていますので、要求水準書の水枯れの場合も事業者が善良な管理者の注意を怠った場合に事業者の責めに帰すという理解で宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 172 | 要求水準書 | 57 | 5. | 2. | 1. | (3) | 建設期間中業務建設工事 | (3)建設期間中、業務用地境界について確認し、引照点をとり、復元することとあるが、現時点において、隣接地権者と市立会いもの境界は確定しており、当該境界を復元するのみという理解で宜しいでしょうか。そうでない場合、施設整備前までに境界の確定して頂きたい。また、施設整備開始時に、境界が確定していない場合の一切のリスク(費用・工期)について、市に帰属すると理解して宜しいでしょうか。 | No155の回答をご参照ください。 |

奈良市新斎苑等整備運営事業 募集要項等に対する質問への回答 平成29年11月13日

| No. | 資料名 | 頁 | 項目 | | | | | 意見・質問内容 | 回答 |
|-----|-------|----|----|----|----|-----|-----------------|--|---|
| 173 | 要求水準書 | 57 | 5. | 2. | 1. | (3) | 建設期間中業務 建設工事 | (3)建設期間中、業務敷地内に埋設されている投棄物について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき適切に処理した後、土壌汚染対策法に基づき調査を行うこと。投棄物については、効率的な処理方法を検討し提案すること。とあるが、当該業務費用については、市HPに提示されている全員協議会資料でも加味されていなかったことから、事業者選定基準に示された施設整備費の上限額には含まれず、別途精算対象であるという理解で良いか。 | 本事業の対象範囲です。 |
| 174 | 要求水準書 | 57 | 5. | 2. | 1. | (3) | 建設期間中業務 建設工事 | 投棄物の処理については本事業の対象範囲外との認識ですが、仮に、本事業に含めるとの市見解の場合、『新斎苑整備事業投棄物調査業務委託 平成29年10月』の資料に基づき見積もりを行い、実際の処分費用・調査費用に関しては、実数量に応じた精算と考えてよろしいでしょうか。公平な入札条件となるよう、ご回答願います。 | 本事業の対象範囲です。処理方法は提案によるものとし、実数精算とします。 |
| 175 | 要求水準書 | 57 | 5. | 2. | 1. | (3) | 建設期間中業務 建設工事 | (3)建設期間中業務、投棄物については、効率的な処理方法を検討し提案すること。とあるが、当グループでは市との事前協議のなかで、再生利用は(埋め土)には適用できないことを確認している。従って、ここで求めている処理方法とは、土砂混じり混合廃棄物の分別処理に関する方法に関する提案と理解して宜しいでしょうか(即ち、投棄物をほぼ全撤去する)。 | 再生利用については各種法令等を遵守し、その上で提案を求めます。 |
| 176 | 要求水準書 | 57 | 5. | 2. | 1. | (3) | 建設期間中業務 建設工事 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき適切に処理した後、土壌汚染対策法に基づき調査を行うこととありますが、当該調整により、土壌汚染が確認された場合の対応及び工期遅延等の一切は市のリスク負担であると理解してよろしいですか。 | 土壌汚染対策法に基づく調査により土壌汚染が確認された場合の費用は事業者負担ではなく、工期と併せて協議事項とします。 |
| 177 | 要求水準書 | 57 | 5. | 2. | 1. | (3) | 建設期間中業務 建設工事 | 「計画地周辺は、土砂災害関係の指定を受けている地域に近接しており、「別紙-9 地下水位及び河川流量観測概要」記載の地下水の観測を実施しており本調査を実施すること。」とありますが、H163事業者側で実施する場合、本来業務以外において相当な作業・人工が発生することになり、本来業務への経費圧迫、それに伴う本来業務での市民サービスの低下が懸念されるため、地下水位等観測業務については、市で実施していただくか、本入札金額とは別途、費用計上とさせていただきませんか。 | 事業範囲とします。 |
| 178 | 要求水準書 | 57 | 5. | 2. | 1. | (3) | 建設期間中業務 | 敷地内に埋設されている投棄物については、調査の結果、投棄物調査業務委託報告書と相違ある場合は変更の対象と考えて宜しいでしょうか。 | 協議事項とします。 |
| 179 | 要求水準書 | 59 | 5. | 2. | 2. | | 家具備品設置業務 | 事務室等に設置する備品で、専ら事業者のためにのみ設置する備品についても、すべて貴市の所有とするということでしょうか。必要に応じ、リース等で調達することは可能でしょうか。リース調達が可能な場合、維持管理・運営費と計上することでよろしいでしょうか。 | 備品についても市へ引き渡すこととしています。コピー機、パソコン等については、リースによる調達も可能とします。 |
| 180 | 要求水準書 | 60 | 6. | 1. | 2. | | 実施体制 | 土木工事監理企業と建築工事監理企業を個別にグループ化した場合、設計JVを組成する必要があるのでしょうか。 | 複数企業にて提案する場合は、共同企業体又は元請・下請関係によるかは提案によります。 |
| 181 | 要求水準書 | 60 | 6. | 1. | 2. | (1) | 工事監理業務責任者 | 土木工事監理企業と建築工事監理企業を個別にグループ化した場合、業務責任者はどちらかの企業から選任するとの解釈で宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 182 | 要求水準書 | 60 | 6. | 1. | 2. | | 実施体制 | 工事監理業務は土木(橋梁・道路)、建築と、分野が多岐にわたるため、複数企業による監理が想定されますが、その場合、「工事監理業務責任者」は1名とし、その下に各工事監理業務担当者を配置すればよいとの理解でよいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 183 | 要求水準書 | 60 | 6. | 1. | 2. | | 実施体制 | 橋梁に関する工事監理は、本設橋梁が対象であり、仮設橋梁は対象外との理解で宜しいでしょうか。 | 安全対策等、本設橋梁と同様と想定しています。 |
| 184 | 要求水準書 | 63 | 7. | 1. | 3. | (3) | 維持管理業務担当者の設置 | 維持管理業務担当者は、維持管理業務責任者と兼務は可能でしょうか。 | 兼務は可能です。 |
| 185 | 要求水準書 | 63 | 7. | 1. | 4. | (1) | 基本業務計画書の提出 | 契約書に基づく事業期間の維持管理に関する大枠の計画でよろしいでしょうか。 | 業務期間を通じて実施内容を網羅した計画書を意味します。 |
| 186 | 要求水準書 | 63 | 7. | 1. | 4. | (1) | 基本業務計画書の提出 | 基本業務計画書とは業務仕様書のことでよろしいでしょうか。 | No.185の回答をご参照ください。 |
| 187 | 要求水準書 | 64 | 7. | 1. | 5. | | 業務報告書 | (1)(2)(3)(4)の日報・報告書には、7.2.3火葬炉保守管理業務(2)管理記録の作成及び保管 のように保管期間の記載がございませんが、事業期間中は保管しておくということでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |

奈良市新斎苑等整備運営事業 募集要項等に対する質問への回答 平成29年11月13日

| No. | 資料名 | 頁 | 項目 | | | | | 意見・質問内容 | 回答 |
|-----|-------|----|----|----|----|-----|--------------------|--|--|
| 188 | 要求水準書 | 64 | 7. | 1. | 6. | | 第三者への委託の取扱い | 委託する場合は、あらかじめ市に書面で届け出て、承認を得ること。とありますが、届ける時期をご教示ください。 | 特に定めてはませんが、市が確認可能な2週間程度を想定しています。 |
| 189 | 要求水準書 | 64 | 7. | 1. | 6. | | 第三者への委託の取扱い | 当該委託先からさらに再委託させることはできないものとする。とありますが、再委託先に資本関係(グループ会社または子会社)であれば再委託と見なされませんか。 | 市の承諾を得ることで、可能とします。 |
| 190 | 要求水準書 | 64 | 7. | 1. | 6. | | 第三者への委託の取扱い | ここでいう「第三者」とは、SPCから委託を受けた維持管理企業のことではなく、維持管理企業から更に下請けとして委託する下請企業のことを指すとの理解で良いでしょうか。(例として、エレベーター会社であれば契約するのはメーカーですが、実際に作業をされるのは子会社が行っています。) | ご理解のとおりです。 |
| 191 | 要求水準書 | 64 | 7. | 1. | 6. | | 第三者への委託 | 『当該委託先からさらに再委託させることはできないものとする』、とありますが、第三者への委託は事業者の責任において行うため、事業者の責任において第三者からの再委託を認めて頂くことは可能でしょうか。 | 市の承諾を得ることで、可能とします。 |
| 192 | 要求水準書 | 65 | 7. | 2. | 1. | | 建築物保守 | 新斎苑は建築基準法12条で定める特殊建築物に該当しますか | 火葬場は、建築基準法第12条で定める特殊建築物には該当しませんが、多目的室等の扱いによっては「集会場」となり、該当する場合もあるため詳細については市建築指導課と協議下さい。 |
| 193 | 要求水準書 | 65 | 7. | 2. | 1. | (2) | ① 日常(巡視)保守点検 | 指定はされておりませんので毎日ではなく月1回等、応募者の提案での点検回数でよろしいでしょうか。 | あくまで日常点検として、項目ごとの頻度は応募者の提案によることとします。 |
| 194 | 要求水準書 | 65 | 7. | 2. | 1. | (2) | ② 法定点検 | 建築基準法第12条の特定建築物調査でよろしいでしょうか。 | 火葬場は、建築基準法第12条で定める特殊建築物には該当しませんが、多目的室等の扱いによっては「集会場」となり、該当する場合もあるため詳細については市建築指導課と協議下さい。 |
| 195 | 要求水準書 | 65 | 7. | 2. | 1. | (2) | ③ 定期保守点検 | 測定とありますが、測定方法・点検回数について指定はございますでしょうか、ご教示ください。 | 応募者の提案とします。 |
| 196 | 要求水準書 | 67 | 7. | 2. | 2. | (2) | ③ 定期点検 | 各種設備等の納入メーカーによる実施を基本とする、とありますが、各種設備で納入メーカーによる点検を行うか否かは事業者の判断でよろしいでしょうか。あるいは市で、納入メーカーによる点検を想定されている設備がありますでしょうか、合わせてご教示ください。 | 応募者の提案とします。 |
| 197 | 要求水準書 | 67 | 7. | 2. | 2. | (2) | ③ 定期点検 | エレベーター設備についてはメーカーによる点検とし、フルメンテナンス契約でよろしいでしょうか。 | 要求水準書を満たしていれば応募者の提案とします。 |
| 198 | 要求水準書 | 69 | 7. | 2. | 4. | | 家具備品等管理業務 | 家具備品について、市が必要と思われる品目や数量のリストはございますでしょうか、あればご教示ください。 | 応募者の提案とします。 |
| 199 | 要求水準書 | 70 | 7. | 2. | 5. | | 残骨灰及び集じん灰の管理及び処理業務 | 残骨灰及び集じん灰については、人体及び動物のそれぞれに分別するとの記載ですが、動物炉専用の集じん灰吸引装置が必要であるとお考えでしょうか? | 応募者の提案とします。 |
| 200 | 要求水準書 | 70 | 7. | 2. | 5. | | 残骨灰及び集じん灰の管理及び処理業務 | 集じん灰排出の際は、ダイオキシン類濃度を測定することとあります。人体及び動物を分別する場合それぞれ測定が必要でしょうか? | それぞれ測定することを想定しています。 |
| 201 | 要求水準書 | 70 | 7. | 2. | 6. | | 修繕業務 | 事業期間中に大規模修繕を行った場合費用は市が負担すると考えていいですか | 事業期間中に大規模修繕の実施を想定していませんが、発生した場合の費用負担については、帰責事由によって判断します。 |
| 202 | 要求水準書 | 70 | 7. | 2. | 6. | (1) | 業務の対象 | 新斎苑及び本事業で整備する外構施設とありますが、敷地内のどの部分までが外構施設となるのでしょうか、また、アクセス道路や橋梁は維持管理対象外と考えてよろしいでしょうか。 | 応募者の提案によりますが、道路、橋梁を除く本事業で整備するすべての施設を想定しています。後段については、No.77の回答をご参照ください。 |
| 203 | 要求水準書 | 70 | 7. | 2. | 6. | (2) | 業務の方針 | 奈良市の大規模修繕の定義を教えてください。 | 本事業費内でおさまらない規模の修繕を想定しています。 |
| 204 | 要求水準書 | 70 | 7. | 2. | 6. | (3) | ① 修繕業務計画書の作成 | 当該事業年度の修繕業務計画書と記載されていますが、長期修繕計画書(事業期間)の作成はP.9 1.9の建物完成時の策定と考えてよろしいでしょうか また修繕・更新はどの範囲まで事業者負担となりますか。 | 前段については、ご理解のとおりです。後段に関しては、事業期間を通じて、要求水準を満たす範囲の修繕、更新をお実施するものとします。 |
| 205 | 要求水準書 | 70 | 7. | 2. | 6. | (3) | ④ 施設台帳 | 施設台帳は事業者任意の書式でよろしいでしょうか。 | 作成前に市と協議することとします。 |
| 206 | 要求水準書 | 70 | 7. | 2. | 6. | | | 「屋根」、「外部」、「電力」、「空調」に区分されるもののうち「時間計画保全とすべき」又は「時間計画による保全が望ましい」とされているもので、計画更新年数が15年を以下の物については、事業者の提案によることとよろしいでしょうか。 | 要求水準書を満たしておれば応募者の提案とします。 |

奈良市新斎苑等整備運営事業 募集要項等に対する質問への回答 平成29年11月13日

| No. | 資料名 | 頁 | 項目 | | | | 意見・質問内容 | 回答 |
|-----|-------|----|----|----|--------|----------------|---|--|
| 207 | 要求水準書 | 71 | 7. | 2. | 7. | 環境保全対策業務 | 「計画地周辺は、土砂災害警戒区域等に近接しており、地下水の観測、貴重種の移植などについても、工事期間、維持管理・運営期間を通して、事業者により実施すること。詳細は、「別紙-9 地下水位及び河川流量観測概要」による。」とありますが、最低月1回以上と実施頻度が多頻度であることから、事業期間を通じた調査費用が膨大になることが想定されます。ついては、実施期間について、工事実施後に地下水位が安定するまでに限定していただき、地下水位安定後は市側でモニタリングを実施していただくか、地下水位及び河川流量観測調査は別途費用を計上させていただけないでしょうか。 | 業務範囲とし、実施期間は、事業期間とします。 |
| 208 | 要求水準書 | 71 | 7. | 2. | 7. | 環境保全対策業務 | 地下水位及び河川流量観測調査の結果について、事業者はあくまで市に報告すればよく、仮に、特異値が確認された場合においても、事業者としてはなんら対策等を検討する必要はないとの理解で宜しいでしょうか。 | 事業者に起因する内容については事業者のリスクとします。 |
| 209 | 要求水準書 | 74 | 7. | 2. | 9. | 開業準備業務 | 葬祭業者等への周知とありますが、葬祭業者一覧等を頂くことは可能でしょうか。 | 事業者決定後、具体的な対応について市と協議することとします。 |
| 210 | 要求水準書 | 74 | 7. | 2. | 9. | 開業準備業務 | 開業準備期間はどの程度の期間かを教えて下さい またその期間の清掃、警備の必要性についてご指示をお願いします。また、開業準備期間中は、本施設を利用しながらになりますが、光熱水費等の負担は市との理解で良いか。 | 開業準備期間は、平成33年3月1日より3月31日までの1か月を想定し、その期間要求水準を満たしてください。2月末日に市へ引渡しを行った段階で、光熱水費は市の負担となります。 |
| 211 | 要求水準書 | 74 | 7. | 2. | 9 | 開業準備業務 | パンフレットの作成は何部でしょうか。 | 開業当初は近隣住民や葬儀業者、市役所設置用で4,000部程度を想定しますが、具体的な対応について市と協議することとします。 |
| 212 | 要求水準書 | 74 | 7. | 2. | 10. | 清掃業務 | ごみは指定の方法により明記していますが具体的に教えて下さい。 | 「ごみの分別及び適正排出について(平成28年3月作成 事業者啓発用リーフレット)」を参照ください。 |
| 213 | 要求水準書 | 74 | 7. | 2. | 10 (2) | | ごみは指定の方法により分別を行い、適切に処理すること。とありますが、その指定の方法をご教示ください。 | No.212の回答をご参照ください。 |
| 214 | 要求水準書 | 75 | 7. | 2. | 11. | 環境衛生管理 | 施設の消臭業務とはどのような業務と想定されていますか | 利用者に違和感を感じさせないような環境にしてください。方法については、事業者の提案とします。 |
| 215 | 要求水準書 | 75 | 7. | 2. | 11. | 環境衛生管理 | 生息調査において専門技術者の指導のもとに明記していますが建築物環境衛生管理技術者の事ですか | ご理解のとおりです。 |
| 216 | 要求水準書 | 75 | 7. | 2. | 11. | 環境衛生管理業務 | 管理計画とは建築物衛生法の年間維持管理計画書と考えてよろしいでしょうか また環境衛生管理の基準に基づく空気環境、飲料水、雑排水、排水、清掃、ねずみ等の防除業務と考えてよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 217 | 要求水準書 | 76 | 7. | 2. | 12 | 警備業務 | 昼間は人的警備とありますが、運営スタッフによる適宜の巡回での対応でよいとの理解で良いでしょうか(警備業法に対応した警備は過剰要求であり、警備費が高額になります)。 | ご理解のとおりです。 |
| 218 | 要求水準書 | 76 | 7. | 2. | 13. | 植栽・外構・緑地維持管理業務 | アクセス道路とありますが、新斎苑から駐車場出入口付近まででよろしいでしょうか(市道部分以外)。また仮に、市道部分を含むとの認識の場合、その管理は市が行うべきものであるため、その冬季凍結対応は市の業務との認識でよろしいでしょうか。アクセス道路の延長は相当程度あるため、凍結防止対応を事業者側で行う場合、本事業の本来業務の合間に行うことは困難であり、別途、作業員を配置する必要があります。その結果、本来業務の市民サービスが低下するようでは本末転倒かと思慮します。 | アクセス道路とは県道奈良名張線(橋梁を含む)から鉢伏街道までの道路を指しています。市道に引き継いだ場合市が管理することとなりますが、新斎苑のスムーズなアクセスを確保する必要があるため、利用時間内において事業者の業務範囲とします。なお、県に確認したところ年間数日とのことでした。 |
| 219 | 要求水準書 | 76 | 7. | 2. | 13. | 植栽・外構・緑地維持管理業務 | アクセス道路の冬季凍結対応は市業務との認識ですが、仮に事業者で行うことが必須の場合、対応する資機材・消耗品(塩化カルシウム等)については、市でご用意していただけると考えてよろしいでしょうか。 | 消耗品については、市が提供します。 |
| 220 | 要求水準書 | 76 | 7. | 2. | 13. | 植栽・外構・緑地維持管理業務 | 調整池の定期的監視と維持管理は、本来市で行うべきものであると思慮するため、市の業務との認識でよろしいでしょうか。 | 事業者の提案によるものであり、事業者が実施することを想定しています。 |
| 221 | 要求水準書 | 76 | 7. | 2. | 13. | 植栽・外構・緑地維持管理業務 | 植栽・外構等の維持管理については、本施設付近(火葬場)・駐車場出入口まででよろしいでしょうか。 | No.202の回答をご参照ください。 |
| 222 | 要求水準書 | 76 | 7. | 2. | 13. | 植栽・外構・緑地維持管理業務 | 駐車場出入口から調整池へのルートは対象外としてよろしいでしょうか。 | No.202の回答をご参照ください。 |
| 223 | 要求水準書 | 76 | 7. | 2. | 13. | 植栽・外構・緑地維持管理業務 | 「その他の敷地」とありますが、範囲が不明確です。仮に、本事業で改変しない事業敷地内の範囲まで倒木の処理等を行う場合、相当程度の維持管理費の増額が見込まれますため、対象外としていただくか、別途費用を計上させていただきませんか。 | 本事業で改変しない事業敷地内の範囲は対象外を想定しています。 |

奈良市新斎苑等整備運営事業 募集要項等に対する質問への回答 平成29年11月13日

| No. | 資料名 | 頁 | 項目 | | | | 意見・質問内容 | 回答 | |
|-----|-------|----|----|----|-----|--|-----------------|--|---|
| 224 | 要求水準書 | 76 | 7. | 2. | 13. | | 植栽・外構・緑地維持管理業務 | 環境影響評価書の動植物に観察、適切な対応とは、評価書に記載されている保全措置の管理と考えてよろしいでしょうか。また、対応結果の報告は市との定期的な会議の場での報告を行えばよく、環境影響評価に関する関係部署への報告は不要との理解で宜しいか。 | 適切な対応とは、環境影響評価書に記載されている保全措置です。関係部署への報告は、事業着手後に市との協議にて決定します。 |
| 225 | 要求水準書 | 76 | 7. | 2. | 13. | | 植栽・外構・緑地維持管理業務 | 環境影響評価書に記載のある貴重な動植物の保全に配慮すること。とありますが、具体的にはどのような配慮を行えばよろしいでしょうか、ご教示ください。 | 保全対象や保全対策の実施内容については環境影響評価書をご参照ください。実施箇所や実施方法については、応募者でご提案ください。 |
| 226 | 要求水準書 | 76 | 7. | 2. | 13. | | 植栽・外構・緑地維持管理業務 | 環境影響評価書に記載された期間について観察を行い、適切な対応をとること。とありますが、具体的にはどのような対応を行えばよろしいでしょうか、ご教示ください。 | 保全対策を実施した貴重種に対し、対策実施後の状況をモニタリングするとともに、状況に変化が生じた際には、必要に応じて対応策の計画・実施をご提案ください。 |
| 227 | 要求水準書 | 76 | 7. | 2. | 13. | | 植栽・外構・緑地維持管理業務 | 貴重な動植物の保全に配慮いたしますが、万一、減少等いたしました際の責任についてはないものと考えてよろしいでしょうか。 | 帰責事由等について、協議します。 |
| 228 | 要求水準書 | 76 | 7. | 2. | 13. | | その他維持管理上必要な義務 | 事業者が必要と思われる業務について、市と協議を行い、適正に行なうこと。とありますが、維持管理期間中に必要が生じた場合、協議の上別途請求できるという解釈でよろしいでしょうか。 | 要求水準の変更によるもの場合は、その内容、費用等についても協議を行います。 |
| 229 | 要求水準書 | 76 | 7. | 2. | 13. | | 植栽・外構・緑地維持管理業務 | 環境影響評価基準に記載された期間について環境保全措置の実施期間は明示がありますが、効果の不確実性調査における事後調査の実施方法、実施頻度が明示されておりません。どの程度の頻度を要求されているかご教示ください。(動物・植物共通) | 事後調査については、工事中及び供用後3年間の期間を想定しています。動物については、カヤネズミ:年2回、昆虫類相・ゲンジボタル・魚類相・底生動物相:年1回を想定しています。植物については、年2回を想定しています。 |
| 230 | 要求水準書 | 76 | 7. | 2. | 13. | | 植栽・外構・緑地維持管理業務 | 天災(地震、台風、雷など)及びそのた不可抗力により、植栽、樹木が倒木した際の処置および復旧(植樹など)に掛かる費用は別途と考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。 | 維持管理・運営業務委託契約第4条(25)に規定する不可抗力に該当する場合は、同契約第67条第2項に基づく負担方法となります。 |
| 231 | 要求水準書 | 76 | 7. | 2. | 13. | | 植栽・外構・緑地維持管理業務 | 「利用者が視認可能な範囲」における植栽管理を規定されていますが、事業敷地は広域であり、待合室から視認可能な範囲となると相当な維持管理コストを要します。つきましては、事業者で設置するフェンス内のみを基本的な対象範囲としていただき、著しく利用者安全や景観を阻害する事象がある場合は適宜対応する、ということで宜しいでしょうか。 | 外構を含めた利用範囲を対象とします。 |
| 232 | 要求水準書 | 76 | 7. | 2. | 14. | | その他維持管理上必要な義務 | 「事業者が必要と思われる業務について・・・」とあるため、市からの追加要望は含まれず、あくまで事業者発意の提案であり、それに必要な費用は別途計上させていただけるとの理解で宜しいか。 | 事業者が自ら提案して、事業費の中で実施するものを想定しています。 |
| 233 | 要求水準書 | 79 | 8. | 1. | 6. | | 第三者への委託の取扱い | ここでいう「第三者」とは、SPCから委託を受けた運営企業のことではなく、運営企業から更に下請けとして委託する下請企業のことを指すとの理解で良いでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 234 | 要求水準書 | 80 | 8. | 2. | 2. | | 施設の運営概要 | 休業日は1月1日～3日とありますが、短縮は可能でしょうか。 | 休業日の短縮は可能です。 |
| 235 | 要求水準書 | 80 | 8. | 2. | 2. | | 施設の運営概要 運営時間 | 午前9時から午後5時については、開業時間でしょうか？ | 開業時間です。開業時間についても事業者の提案とします。 |
| 236 | 要求水準書 | 80 | 8. | 3. | 2. | | 利用者受付業務 | 利用者から使用料を徴収することとありますが、該当する使用料について、各種火葬料金、動物火葬料金、待合室使用料、霊安室使用料他、その項目および料金の想定をご教示下さい。現在の条例からの変更および追加はありますか？ | 新斎苑における各種料金は未定です。平成32年度に決定予定です。 |
| 237 | 要求水準書 | 81 | 8. | 3. | 5. | | 収骨業務 | 収骨は台車上直接収骨と考えて宜しいでしょうか？ | 応募者の提案とします。 |
| 238 | 要求水準書 | 82 | 8. | 3. | 8. | | 待合室関連業務 | 給茶用具の後片付けは、貸館業務ということを鑑み、利用者にておこなうこととする運用は可能でしょうか。 | 原文のままとします。 |
| 239 | 要求水準書 | 82 | 8. | 3. | 8. | | 待合室関連業務 | 当該節に記載される後片付け及びごみの処理について、事業者が第三者との協議をもって、省力化できる場合、要求水準書は達成されていると理解して宜しいでしょうか。基本的には、利用者・葬儀業者が持ち込んだものについては葬儀業者にて処理をしていただき、新斎苑内にて購入いただいたものにつきましては当施設側にて処理するという考えです。 | 葬儀業者が手配したごみは葬儀業者が処分します。個人利用者のごみは事業者が処分することとします。 |
| 240 | 要求水準書 | 82 | 8. | 3. | 8. | | 待合室関連業務 | 待合室で発生するごみは、原則利用者が持ち帰ることとする運用は可能でしょうか。 | No239の回答をご参照ください。 |

奈良市新斎苑等整備運営事業 募集要項等に対する質問への回答 平成29年11月13日

| No. | 資料名 | 頁 | 項目 | | | | 意見・質問内容 | 回答 | |
|-----|--------------------|----|----|----|-----|-----|--------------|---|---|
| 241 | 要求水準書 | 82 | 8. | 3. | 8. | | 待合室関連業務 | 葬祭業者が持ち込んだ飲食物は、葬祭業者が始末すると考えて宜しいでしょうか？（ご利用者が排出するゴミは持ち帰りと考えて宜しいでしょうか？） | No239の回答をご参照ください。 |
| 242 | 要求水準書 | 82 | 8. | 3. | 7. | | 動物の火葬業務 | 動物の年間件数の想定をご教示下さい。 | 動物については、類似自治体の実績値から年間1,800体程度を想定しています。 |
| 243 | 要求水準書 | 82 | 8. | 3. | 9. | | 物品販売業務 | 自動販売機の設置に関して、売店で同じような商品を販売する場合でも、自動販売機の設置は必須でしょうか。 | 飲料水の提供は必須ですが、自動販売機の設置は必須ではありません。 |
| 244 | 要求水準書 | 82 | 8. | 3. | 9. | | 物品販売業務 | 自動販売機の設置には使用料について記載ありませんでしたが、無償で設置できるという解釈でよろしいでしょうか。無償でないでしたら1台あたりの使用料をご教示ください。 | 売店、自動販売機設置の場合、奈良市行政財産使用料条例に基づく使用料が必要となります。No.97の回答をご参照ください。 |
| 245 | 要求水準書 | 82 | 8. | 3. | 9. | | 物品販売業務 | 受付等で物販販売する場合は、施設使用料の納付は不要と考えて宜しいでしょうか。 | 不要です。 |
| 246 | 要求水準書 | 82 | 8. | 3. | 9. | | 物品販売業務 | 当該業務で使用する部分の賃貸料は見込まなくても良いとの解釈で宜しいでしょうか。 | 売店、自動販売機設置の場合、奈良市行政財産使用料条例に基づく使用料が必要です。 |
| 247 | 要求水準書 | 83 | 8. | 3. | 10. | | 公金収納代行業務 | 運営企業は第三者ではなく、公金収納代行業務を運営企業など構成員又は協力企業が実施することは妨げないという理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 248 | 要求水準書 | 83 | 8. | 3. | 10. | | 公金収納代行業務 | 公金収納科目はどのようなものがあるのでしょうか？また、公金を市の指定する金融機関に払い込む際の手数料は事業者負担でしょうか。公金から手数料を相殺することは可能でしょうか？ | 公金収納科目の決定は平成32年を予定しています。金融機関への振込手数料は事業者負担です。公金から手数料を相殺することはできません。 |
| 249 | 要求水準書 | 83 | 8. | 3. | 12. | | 行政等への協力・調整業務 | 種目別人数とは具体的に何を示しているかご教示ください。 | 市内外や性別年齢など利用者の属性等を想定しています。 |
| 250 | 要求水準書 | 84 | 8. | 3. | 14. | (2) | 庶務・広報業務 | 外国人利用者に対応した複数言語による施設案内図の作成について、想定される言語の種類をご教示ください。 | 英語、中国語、韓国語を想定していますが、事業者の提案とします。 |
| 251 | 別紙1、2、3、4 | | | | | | | 入札資料である別紙-1、2、3、4では、詳細が不明なものが多くあります。 ・記載されているが仕様等詳細が不明なもの。 ・必要だと思われるが記載がないもの。 本計画の入札を実施するにあたり、不明なもの全ての仕様・構造・施工の必要性・数量等について、公平な入札となるよう条件明示していただけますでしょうか。（現段階で交付されている別紙-1～4では要求水準を満たすための計画・見積もり資料としては不備があると考えます）。 | No131の回答をご参照ください。 |
| 252 | 別紙1、2、3、4 | | | | | | | 受注後に追加工事や変更工事が発生した場合は提示資料である、別紙-1、2、3、4を基準とした協議と考えますが、詳細が示されていないため基準が曖昧な状態です。 要求水準書には土木工事に関しても様々な記載がされていますが、提示される詳細設計及び数量、構造計算書等の詳細設計資料は、要求水準を満足したものであり、事業者としては当該仕様の通り施工を実施すればよいとの理解で宜しいでしょうか。また、要求水準書2.9.2で示される道路計画を満たす上で、当該図面で判断できないものは、受注後の設計変更対象と理解してよいでしょうか。そうでない場合、詳細図（配筋要領、コンクリート配合、基礎などの構造、躯体の寸法形状などの詳細及び数量書等）を提示ください。 | No38の回答をご参照ください。 |
| 253 | 別紙1、2、3、4 要求水準書 | 44 | | | | | | 要求水準書において、『アクセス道路及び新斎苑施設へ至る構内通路（以下「構内通路」という）、仮設橋梁の詳細設計については、県等との協議も含め市において実施している。』とありますが、2017/11/6時点において、いまだに詳細設計についての提示はなされておりません。現状提示されている資料（別紙-2、3）では、超概算金額としての計上しか出来ませんが、道路についても橋梁と同様、入札後の業務実施までに提示される詳細設計に基づき、精算する、との理解で宜しいでしょうか。（積算スケジュールを考慮すると、11月初旬にはご提供いただかなければ、入札に積算が間に合いません） | No131の回答をご参照ください。 |
| 254 | 別紙1、2、3、4 要求水準書 | 44 | | | | | | 要求水準書において、『アクセス道路及び新斎苑施設へ至る構内通路（以下「構内通路」という）、仮設橋梁の詳細設計については、県等との協議も含め市において実施している。』とありますが、詳細設計についての提示はいつなされるのでしょうか。詳細設計の提示の有無、提示予定日をご教示ください。 | No131の回答をご参照ください。 |

奈良市新斎苑等整備運営事業 募集要項等に対する質問への回答 平成29年11月13日

| No. | 資料名 | 頁 | 項目 | | | | 意見・質問内容 | 回答 | |
|-----|--------------|---------------------|----|--|--|--|--|---|---|
| 255 | 別紙1、2、3、4 | | | | | | 別紙-1、2、3、4に付随する、数量・構造・詳細図等の追加資料が提示され、その資料に基づき積算する際、市に確認したい事項がでることが想定されますので、当該資料に対する質問回答の機会を設けていただけますでしょうか。 | No38の回答をご参考の上、個別対話で対応します。 | |
| 256 | 別紙1、2、3、4 | | | | | | 別紙-8で提出図面リストが示されています。土木工事に関しては、完工図となっておりますので、市提示資料への不明点や未記載の工種に関しても全て発注者側から詳細設計図の提示があり、それに対しての施工後の完工図を作成するという認識でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 | |
| 257 | 別紙3 道路詳細設計資料 | 2/34 9-19 /34 | | | | | 縦断図(本線) 横断図(本線) | 市道土工部における設計舗装構成を提示ください。(上下層路盤の材料及び厚み、舗装Asの材料及び厚み等) | No38の回答をご参照ください。 |
| 258 | 別紙3 道路詳細設計資料 | 2/34 9-19 /34 | | | | | 縦断図(本線) 横断図(本線) | 市道土工部における設計CBRを提示ください。 | No38の回答をご参照ください。 |
| 259 | 別紙3 道路詳細設計資料 | 9-19 /34 | | | | | 横断図(本線) | のり面吹付の仕様を提示ください。 盛土部(土砂部) 切土部(土砂部、岩部) | No38の回答をご参照ください。 |
| 260 | 別紙3 道路詳細設計資料 | 1,2 /34 | | | | | 計画平面図 縦断図(本線) | 市道No.9+10~No.18+10の縦断管渠工の仕様(流速の上限下限、必要土被り)を提示ください。 | No38の回答をご参照ください。 |
| 261 | 別紙3 道路詳細設計資料 | | | | | | | 市道No.9+10~No.18+10の縦断管渠工では記号としてD300、D400と記載されていますが、管種と基礎区分を提示ください。 | No38の回答をご参照ください。 |
| 262 | 別紙3 道路詳細設計資料 | 6 | | | | | | 横断図5/15 No.6断面図には重力式擁壁及び側溝が記載されていますが、計画平面図には記載がありません。どちらを正と考えれば良いでしょうか。また施工が必要であるなら、その仕様、構造を提示ください。 | No38の回答をご参照ください。 |
| 263 | 別紙3 道路詳細設計資料 | | | | | | | 計画平面図で雨水排水の流末が河川になっていますが、護岸工等河川工事の記載がありません。全て設計変更の対象と考えてよろしいでしょうか。そうでない場合、仕様、構造、詳細図等を提示ください。 | No38の回答をご参照ください。なお、仕様が変更となった場合は設計変更の対象とします。 |
| 264 | 別紙3 道路詳細設計資料 | | | | | | | 計画平面図及び横断図(支線)に補強土壁が記載されていますが、当該図面で判断できないものは、受注後の設計変更対象と理解してよいでしょうか。そうでない場合、詳細図(配筋要領、コンクリート配合、基礎などの構造、壁面の寸法形状などの詳細及び数量書、構造計算書等)を提示ください。 | No38の回答をご参照ください。 |
| 265 | 別紙3 道路詳細設計資料 | | | | | | | 計画平面図及び横断図(支線)に逆T擁壁が記載されていますが、当該図面で判断できないものは、受注後の設計変更対象と理解してよいでしょうか。そうでない場合、詳細図(配筋要領、コンクリート配合、基礎などの構造、寸法形状などの詳細及び数量書、構造計算書等)を提示ください。 | No38の回答をご参照ください。 |
| 266 | 別紙3 道路詳細設計資料 | | | | | | | 調整池について、10/20に受領した図面では、詳細が不明です。要求水準書2.5.6で示される要求水準を満たす上で、当該図面で判断できないものは、受注後の設計変更対象と理解してよいでしょうか。そうでない場合、詳細図(構造、配筋要領、コンクリート配合、基礎などの構造、躯体の寸法形状などの詳細及び数量書等)を提示ください。 | No70の回答をご参照ください。 |
| 267 | 別紙3 道路詳細設計資料 | | | | | | | 補強土壁、逆T擁壁について、10/20に受領した図面では、詳細が不明なものが多くあります。当該図面で判断できないものは、受注後の設計変更対象と理解してよいでしょうか。そうでない場合、詳細図(構造、配筋要領、コンクリート配合、基礎などの構造、躯体の寸法形状などの詳細及び数量書等)を提示ください。 | No38の回答をご参照ください。 |

奈良市新斎苑等整備運営事業 募集要項等に対する質問への回答 平成29年11月13日

| No. | 資料名 | 頁 | 項目 | | | | 意見・質問内容 | 回答 |
|-----|--------------|-----|----|----|--|------|---|--|
| 268 | 別紙3 道路詳細設計資料 | | | | | | アクセス道路測点No.15付近から終点までの断面図(横断図13/15から15/15)において、各断面の左側(新斎苑側)と右側(場外側)で小段幅、ブロック積の根入れ深さが異なっています。これはアクセス道路の左右で適用基準が異なるのでしょうか。 | ご理解のとおりです。(右側(場外側):道路法、左側(新斎苑側):宅地造成等規制法) |
| 269 | 別紙3 道路詳細設計資料 | | | | | | アクセス道路において、のり面勾配、小段幅、ブロック積断面寸法は、別紙-3のCAD図での横断図記載寸法を正と考えてよろしいでしょうか。そうでない場合、詳細図(コンクリート配合、基礎などの構造、壁面の寸法形状などの詳細及び数量書、構造計算書等)を提示ください。 | No38の回答をご参照ください。 |
| 270 | 別紙4 橋梁予備設計資料 | 44 | 2. | 9. | | 道路計画 | 要求水準書において、『橋梁の詳細設計については、平成30年3月15日工期となっており、現時点では予備設計の成果を参考とすることとする。』とありますが、参考として資料のため、事業者側も参考としての金額でしか工事費用を算出来ません。その参考金額をもって入札となるのでしょうか。その参考金額で他入札事業者との比較となるのでしょうか。橋梁に関する費用の本入札での取扱をご教示ください。 | 橋梁の工事費については、別紙-4の予備設計の図面を基に、提案価格を算出してください。 「提案価格/基本計画時の予算」を提案落札率とし、提案落札率が1以上の場合は1とします。精算方法は、詳細設計が完了後、積算価格に提案落札率を乗じて算定した価格と提案価格との差額を精算します。 |
| 271 | 別紙4 橋梁予備設計資料 | 45 | 2. | 9. | | 道路計画 | 別紙-4橋梁予備設計資料の図面では、詳細が不明なものが多くあります。要求水準書2.9.3で示される橋梁計画を満たす上で、当該図面で判断できないものは、受注後の設計変更対象と理解してよいでしょうか。そうでない場合、詳細図(配筋要領、橋梁鉄骨の寸法、沓形式、数量書等)を提示ください。 | No133の回答をご参照ください。 |
| 272 | 別紙4 橋梁予備設計資料 | 2,3 | | | | | 橋面舗装としてアスファルト舗装t=80mmが記載されていますが、舗装Asの材料仕様を提示ください。 | No133の回答をご参照ください。 |
| 273 | 別紙4 橋梁予備設計資料 | | | | | | 橋梁及び仮設橋梁の施工に先立つ河川協議に関する条件を提示ください。 1.計画高さの制約はあるか(河積阻害の面での制約)。 2.支持杭の縦断方向の間隔に制約はあるか(河積阻害、流量確保の面での制約)。 3.支持杭の水平材・プレスは配置可能か(縦断方向には配置不可のケースが多い)。 4.支持杭の残置は可能か(支持杭長、施工方法に影響する)。 5.施工時期について制約条件はあるか(湧水期施工など)。 | 1.工事用仮橋の桁下高は計画高水位+1.1m。 2.岩井川渡河部の径間長は15m以上。 3.計画高水位+1.1m内には配置不可 4.杭の残置は不可 5.通年設置可能 |
| 274 | 別紙4 橋梁予備設計資料 | | | | | | 別紙-4橋梁予備設計資料では橋梁と県道80号線の取合部において、現況地形を考慮すると、擁壁等が必要と考えますが、記載がありません。当該図面で判断できないものは、受注後の設計変更対象と理解してよいでしょうか。そうでない場合、仕様、構造、詳細図等を提示ください。 | No270の回答をご参照ください。 |
| 275 | 別紙4 橋梁予備設計資料 | | | | | | 別紙-4橋梁予備設計資料では橋梁面の排水が記載されていません。当該図面で判断できないものは、受注後の設計変更対象と理解してよいでしょうか。そうでない場合、仕様、構造、詳細図等を提示ください。 | No270の回答をご参照ください。 |
| 276 | 別紙4 橋梁予備設計資料 | | | | | | 別紙-4橋梁予備設計資料では付替流路が記載されていますが、構造図、詳細図がありません。当該図面で判断できないものは、受注後の設計変更対象と理解してよいでしょうか。そうでない場合、仕様、構造、詳細図等を提示ください。 | No270の回答をご参照ください。 |
| 277 | 別紙4 橋梁予備設計資料 | | | | | | 別紙-4橋梁予備設計資料では橋台のウイングが記載されていません。当該図面で判断できないものは、受注後の設計変更対象と理解してよいでしょうか。そうでない場合、仕様、構造、詳細図等を提示ください。 | No270の回答をご参照ください。 |
| 278 | 別紙4 橋梁予備設計資料 | | | | | | 別紙-4橋梁予備設計資料では橋脚、橋台の施工に必要な土留の記載がありません。河川協議等も関係し、現段階では構造・形状の確定はできません。当該図面で判断できないものは、受注後の設計変更対象と理解してよいでしょうか。そうでない場合、仕様、構造、詳細図等を提示ください。 | No270の回答をご参照ください。 |
| 279 | 別紙4 橋梁予備設計資料 | | | | | | 別紙-4橋梁予備設計資料ではA1橋台に基礎杭の記載がありますが、構造図、詳細図がありません。当該図面で判断できないものは、受注後の設計変更対象と理解してよいでしょうか。そうでない場合、仕様、構造、詳細図等を提示ください。 | No270の回答をご参照ください。 |

奈良市新斎苑等整備運営事業 募集要項等に対する質問への回答 平成29年11月13日

| No. | 資料名 | 頁 | 項目 | | | | 意見・質問内容 | 回答 |
|-----|--------------------|---|----|----|--|---------------|---|---|
| 280 | 別紙4 橋梁予備設計資料 | | | | | | 別紙-4橋梁予備設計資料では高欄としてたわみ性防護柵の記載がありますが、構造図、詳細図がありません。当該図面で判断できないものは、受注後の設計変更対象と理解してよいでしょうか。そうでない場合、仕様、構造、詳細図等を提示ください。 | No270の回答をご参照ください。 |
| 281 | 別紙4 橋梁予備設計資料 | | | | | | 別紙-4橋梁予備設計資料ではRC床版の記載がありますが、構造図、詳細図がありません。当該図面で判断できないものは、受注後の設計変更対象と理解してよいでしょうか。そうでない場合、仕様、構造、配筋図、詳細図等を提示ください。 | No270の回答をご参照ください。 |
| 282 | 別紙4 橋梁予備設計資料 | | | | | | 別紙-4橋梁予備設計資料では橋台、橋脚に関して外形寸法の記載がありますが、配筋図、詳細図がありません。当該図面で判断できないものは、受注後の設計変更対象と理解してよいでしょうか。そうでない場合、仕様、構造、配筋図、詳細図等を提示ください。 | No270の回答をご参照ください。 |
| 283 | 別紙4 橋梁予備設計資料 | | | | | | 入札時の公平性を期すため、橋台、橋脚、床版の鉄筋量を提示ください。 | No270の回答をご参照ください。 |
| 284 | 別紙4 橋梁予備設計資料 | | | | | | 入札時の公平性を期すため、橋台、橋脚、床版のコンクリート配合及び数量を提示ください。 | No270の回答をご参照ください。 |
| 285 | 別紙4 橋梁予備設計資料 | | | | | | 入札時の公平性を期すため、橋梁部材重量を提示ください。 | No270の回答をご参照ください。 |
| 286 | 別紙4 橋梁予備設計資料 | | | | | | 入札時の公平性を期すため、沓の仕様・詳細を提示ください。 | No270の回答をご参照ください。 |
| 287 | 別紙4 橋梁予備設計資料 | | | | | | 入札時の公平性を期すため、工所用仮橋の仕様及び作用荷重、数量を提示ください。 | No131の回答をご参照ください。 |
| 288 | 別紙7 土木構造物の品質保証の概要 | 1 | 2. | 1. | | 土木構造物の品質保証の概要 | 保証の内容は、供用開始後5年の・・・義務付けるものであると記載がありますが、詳細設計業務において、新斎場供用において想定される交通量、車両重量等を勘案した仕様になっており、施工者も当該仕様・品質を満足した施工にも関わらず、規定を満足しない場合、第三者等に起因する事象と判断しますが、その場合は、2.5の免責事項に該当すると理解してよろしいですか。 | 原因等について市と協議の上、決定することとします。 |
| 289 | 別紙8 提出図面リスト | | | | | 実施設計完了時提出物 | 積算調書を提出することになっておりますが何を求めているものなのでしょうか。 | 工事費内訳明細の提出を求めています。 |
| 290 | 別紙9 地下水位及び河川流量観測概要 | | | | | | 溪流源頭部での地下水位および湧水量の変化を観測、既設の地下水観測孔において自記水位計により地下水位を連続観測、河川流量の定期観測(最低月1回)につきましては、事業者側で実施する場合、本来業務以外において相当な作業・人工が発生することになり、本来業務への経費圧迫、それに伴う本来業務での市民サービスの低下が懸念されるため、地下水位等観測業務については、市で実施していただくか、本入札金額とは別途、費用計上とさせていただきますでしょうか。 | 本事業内での実施を予定しています。別途発注は予定していません。 |
| 291 | 別紙9 地下水位及び河川流量観測概要 | | | | | | 地下水位等観測に関し、基本的には市側で実施すべき内容と考えるが、仮に、事業者側での実施が必須の場合、最低月1回以上と実施頻度が多頻度であることから、事業期間を通じた調査費用が膨大になることが想定されます。ついては、実施期間について、工事実施後に地下水位が安定すると想定される供用後数年間に限定していただき、地下水位安定後は市側でモニタリングを実施していただくか、地下水位及び河川流量観測調査は別途費用を計上させていただきますでしょうか。また、地下水位観測については、「既設の地下水観測孔」とあることから、既に観測孔は設置済みとの理解で良いでしょうか。「自記水位計」も同様に、既に設置済みであり、事業者側は定期的に観測記録の用紙を回収すればよいとの理解で良いでしょうか。観測記録用紙は市から提供いただけるとの理解で良いでしょうか。また、河川流量調査について、測定する6箇所の位置の想定をご教示ください(本事業の本来業務の合間に調査が行える場所でない場合、専用の観測員の配置が必要になるため、市で実施していただくか、本入札金額とは別途、費用計上とさせていただきますでしょうか。) | 本事業内での実施を予定しています。実施箇所については事業着手後に市との協議にて決定します。別途発注は予定していません。 |

奈良市新斎苑等整備運営事業 募集要項等に対する質問への回答 平成29年11月13日

| No. | 資料名 | 頁 | 項目 | | | | 意見・質問内容 | 回答 |
|-----|--------------------|---|----|--|--|-------------------------------------|--|---|
| 292 | 別紙9 地下水位及び河川流量観測概要 | | | | | 地下水位観測 | 既設の地下水位観測口においてとあります。すでに市で孔を設置しているのでしょうか？事業者で設置する場合、事業者提案で宜しいでしょうか？ | 今後、本市にて設置する予定です。 |
| 293 | 別紙9 地下水位及び河川流量観測概要 | | | | | 地下水位観測 | 自記水位計により連続観測…とあります。自動の測定器を事業者負担で設置すると解釈するのでしょうか？ | 事業者負担を予定しています。 |
| 294 | 別紙9 地下水位及び河川流量観測概要 | | | | | 河川流量調査 | 水温、pH及び電気伝導度等の調査とあります。計測機器は貴市が貸与されると考えて宜しいでしょうか？ | 事業者負担を予定しています。 |
| 295 | 別紙9 地下水位及び河川流量観測概要 | | | | | 河川流量調査 | 流量測定は市と協議の上、決定するとあります。測定に特別な機器があるのでしょうか？または貴市より貸与されると考えて宜しいでしょうか？ | 機器については、特別なものは想定しておりません。別紙-9参照ください。費用は事業者の負担とします。 |
| 296 | 手続き様式集 | | | | | 様式-4 | 様式4(参加資格審査申請書)備考※4に、「募集要項4.3.各業務にあたる者の参加資格要件を証明する書類を添付すること。」とありますが、募集要項p13「4.3.3建設業務に当たる者」(3)全構成員 において『①構成員の出資比率の最低限度は、均等割の10分の6とし、その代表者の出資比率は構成員中最大であること。』については、共同企業体協定書の提出は提案書提出段階でよいと理解してよろしいですか。 | ご理解のとおりです。 |
| 297 | 提案書提出関連書類様式集 | 1 | | | | | Word/Excel/PDFのバージョンが2007とありますが、「2007以上」としていただけないでしょうか。 | 資料-4提案書提出関連書類様式集に記載のとおり、「ver.2007で使用できるもの」であれば結構です。 |
| 298 | 提案書提出関連書類様式集 | | | | | 提案書作成上の留意点 | 提案書の提出部数についてですが、「提案書類1～4」について正本1、副本20。「提案書様式集Ⅰ、Ⅱ、Ⅵ、Ⅶ」について正本1、副本20。「提案書様式集Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ、図面集」について正本1、副本20を作成し、提出すればよいとの理解で良いでしょうか。(合計、63ファイル) | ご理解のとおりです。 |
| 299 | 提案書提出関連書類様式集 | | | | | 様式Ⅰ-2及び各様式 (事業への理解) | 当該様式に業務実施体制図との記載があり、事業者選定基準の評価の視点に事業の継続性が確保されているか(コストや工期の超過の恐れのある場合や維持管理・運営企業のバックアップ体制の構築など)との記載がございます。各様式に課せられている実施体制と事業者選定基準の評価の視点を対比しておりますが、具体的な違いが事業者側で判断できません。具体的に本様式を含め、各様式でどのような主旨のことを想定されているのか、ご教示ください。また、リスクやモニタリングについても明確な違いが事業者側で判断できないため、併せてご教示ください。 | 提案書Ⅰ～Ⅶまでのそれぞれの業務ごとに、方針、実施体制、リスク管理等について記載してください。 |
| 300 | 提案書提出関連書類様式集 | | | | | 様式Ⅰ-3 地域経済への貢献の提案 | 「地元の雇用確保」や「地元企業の育成」について、「地元」の定義は「奈良市」との理解で良いでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 301 | 提案書提出関連書類様式集 | | | | | 様式Ⅱ-2 リスク管理計画、工程、コスト管理計画の提案 | 「本事業方式を採用した効果等」との記載がありますが、「本事業方式」とは「DBO方式」のことでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 302 | 提案書提出関連書類様式集 | | | | | 様式Ⅱ-3 工程の提案 | 本様式と、様式Ⅳ-4との記載内容のすみわけについてお考えをご教示ください。(いずれも設計・建設期間がメインとなると考えます) | Ⅱ-3については、事業期間全体について、Ⅳ-4は建設段階について、記載を求めるものです。 |
| 303 | 提案書提出関連書類様式集 | | | | | 様式Ⅱ-4 総務業務の実施方針、実施体制、収支計画の提案 | 総務業務における統括責任者、スキルの記載を求められていますが、「統括管理業務」における「統括管理責任者」以外の、総務業務を統括する責任者を想定されていますでしょうか。また、求められるスキルとは、決算等会計事務を行うにあたってのスキルという理解で良いでしょうか。 | 総務業務における実施体制等の記載を求めており、応募者の提案とします。スキルについては、総務業務の遂行に適切なスキルを求めています。 |
| 304 | 提案書提出関連書類様式集 | | | | | 様式Ⅱ-5 モニタリング業務の実施方針、実施体制、実施内容の提案 | 各段階におけるモニタリング業務の実施体制、担当企業、統括管理者、統括責任者の経歴、資格の記載が求められていますが、要求水準p46に示された「統括管理責任者」と「統括管理担当者」のことでしょうか。 | モニタリング業務における実施体制を求めており、モニタリング業務における「統括管理責任者」と「統括管理担当者」を含め、応募者の提案とします。 |

奈良市新斎苑等整備運営事業 募集要項等に対する質問への回答 平成29年11月13日

| No. | 資料名 | 頁 | 項目 | | | | 意見・質問内容 | 回答 |
|-----|--------------|---|----|--|---------|-----------------------------------|---|--|
| 305 | 提案書提出関連書類様式集 | | | | 様式Ⅱ-6 | 提案価格総括表 | 表中最下段(合計)の備考欄、及び本様式備考2において、「募集要項に示す「参考基準価格(提案上限額)(税込)」との記載がありますが、そのような記載は見当たりません。正しくは、「事業者選定基準」に示された「施設整備費に関する上限価格(税抜)に消費税を加算した金額」との理解で良いでしょうか。 | 事業者選定基準に示す「市の支払価格総額の上限価格」に消費税及び地方消費税を加算した金額以下で提案してください。 |
| 306 | 提案書提出関連書類様式集 | | | | 様式Ⅱ-10 | 運営・維持管理業務委託契約に基づく対価(対価3)の内訳及び算定根拠 | 統括マネジメント業務費「SPC諸経費」に工事に要した「SPC設立・管理費」を含めるとの理解で宜しいでしょうか(SPCに関する費用なので運営・維持管理業務委託契約に含むことが合理的と考えます)。 | ご理解のとおりです。SPC設立・管理にかかる諸経費で工事に要した経費は平成33年以降の運営・維持管理業務の対価で支払います。 |
| 307 | 提案書提出関連書類様式集 | | | | 様式Ⅱ-10 | 運営・維持管理業務委託契約に基づく対価(対価3)の内訳及び算定根拠 | 運営業務費のうち、「予約受付業務、告別業務、料金徴収代行業務等」は各内訳は不要との理解で良いでしょうか。 | 各費用の内訳について、適宜行を追加して、できる限り詳細に記載してください。 |
| 308 | 提案書提出関連書類様式集 | | | | 様式Ⅱ-10 | 運営・維持管理業務委託契約に基づく対価(対価3)の内訳及び算定根拠 | 要求水準書で、物品販売業務の売上金は事業者には帰属するものとしていますが、その費用を記載する必要がありますか。 | 物品販売業務に係る費用についても、本様式のその他費用の下に欄を追加して記載してください。 |
| 309 | 提案書提出関連書類様式集 | | | | 様式Ⅱ-11 | 長期収支計画書 | 本事業においては、SPCは維持管理・運営業務のみを行うことから、施設整備業務に関するものは計上する必要はないという理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 310 | 提案書提出関連書類様式集 | | | | 様式Ⅱ-11 | 長期収支計画書 | 要求水準書で、自主事業の実施に要する経費及び収入は事業者には帰属するとしており別会計になると思われませんが、長期収支計画書に記載する必要がありますか。 | 質問回答No.308をご参照ください。 |
| 311 | 提案書提出関連書類様式集 | | | | 様式Ⅱ-11 | | 長期収支計画の損益計算書にある費用の売上原価とは自主事業の売上原価と解釈して宜しいでしょうか？ | ご理解のとおりです。 |
| 312 | 提案書提出関連書類様式集 | | | | 様式Ⅲ-2,5 | 設計業務 | 様式Ⅲ-2と様式Ⅲ-5のコンセプト、様式Ⅲ-2と様式Ⅲ-6のゾーニング、様式Ⅲ-3と様式Ⅲ-6の動線計画、それぞれの記載内容のすみ分けについてお考えをご教示ください。 | Ⅲ-2については、敷地全体を、Ⅲ-5については、建築全体を対象として想定しています。Ⅲ-6は、火葬業務を含む火葬部分を対象としています。Ⅲ-3は、主に会葬者の利用部分を想定しています。 |
| 313 | 提案書提出関連書類様式集 | | | | 様式Ⅲ-6,7 | 設計業務 | 様式Ⅲ-6の「適切な規模の設定」と様式Ⅲ-7の「各スペースの妥当な規模の想定」の記載内容のすみ分けについてお考えをご教示ください。 | Ⅲ-6は、ゾーニングを、Ⅲ-7は、各室を対象として想定しています。 |
| 314 | 提案書提出関連書類様式集 | | | | 様式Ⅲ | 設計業務 | 災害対策や防災計画について、様式集に記載する必要はないでしょうか。記載の必要がある場合は、どの様式に記載すればいいかご教示ください。 | 要求水準書にも、重要なコンセプトとして掲げてありますので、様式Ⅲの適切な箇所に記載してください。 |
| 315 | 提案書提出関連書類様式集 | | | | 様式Ⅳ-1~5 | 建設業務 実施方針の提案 様式Ⅳ-1 | 基本方針、各設備の概要 等との記載がございますが、各設備の概要とはどのような主旨の提案を課しているのか事業者側で判断できません。事業者選定基準と照らし合わせても不明であるため、具体的にどのようなものかご提示ください。(単なる誤植でしょうか) | 「各設備の概要」を「主要工程ごとの概要」について修正します。建設の主要工程の概要と施工方針等について記載してください。 |
| 316 | 提案書提出関連書類様式集 | | | | 様式Ⅳ-1~5 | 建設業務 実施方針の提案 様式Ⅳ-1 | 周辺地域への配慮、工期の短縮、安全確保への配慮等との記載がございますが、様式Ⅳ-3、Ⅳ-4、Ⅳ-5に重複すると思われる内容が含まれています。様式Ⅳ-1においては、後段の様式の概要・方針を示すことが求められているとの理解で良いでしょうか。違う場合は、各様式における具体的な棲み分けについてご提示ください。 | それぞれの目的に対応した提案をしてください。 |
| 317 | 提案書提出関連書類様式集 | | | | 様式Ⅳ-1~5 | 建設業務 実施方針の提案 様式Ⅳ-1 | 工期の短縮について、記載がございますが、提案書に供用開始時期を前倒しに関する事項を記載しなければ評価点は0になるのでしょうか。または、確実に工期を守るための工期縮減策を提案すれば評価されますでしょうか。ご教示ください。 | 工事縮減策は一定の評価となりますが平成33年4月1日の供用開始に向けた確実な工期遵守を求めているものです。 |

奈良市新斎苑等整備運営事業 募集要項等に対する質問への回答 平成29年11月13日

| No. | 資料名 | 頁 | 項目 | | | | 意見・質問内容 | 回答 |
|-----|--------------|---|----|--|----------|---------------------------------|---|---|
| 318 | 提案書提出関連書類様式集 | | | | 様式IV-1~5 | 建設業務実施方針の提案 様式IV-1 | 当該様式に対する事業者選定基準の評価の視点に、地域性を反映された十分なものとなっているかとの記載がありますが、本事業敷地及び周辺地域を示していると理解してよろしいですか。あるいは、広範な意味で奈良市を指しているのでしょうか。ご教示ください。 | 双方を想定しています。 |
| 319 | 提案書提出関連書類様式集 | | | | 様式IV-1~5 | 建設業務実施方針の提案 様式IV-2 | 総括、土木、建築の実施体制とありますが、総括とは何を指していますか。要求水準書P46及び事業者選定基準に示されている統括を指していると理解してよろしいですか。 | ご理解のとおりです。 |
| 320 | 提案書提出関連書類様式集 | | | | 様式IV-1~5 | 建設業務実施方針の提案 様式IV-2 | 企業の支援体制 等 との記載がありますが、建設企業内の支援体制(社内)という理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 321 | 提案書提出関連書類様式集 | | | | 様式IV-1~5 | 建設業務実施体制の提案 様式IV-3 | 地域住民への交通や環境上の影響を低減するための施工計画との記載がありますが、交通については、当該様式の安全対策と整合していると考えますが、環境上の影響に関する安全対策とはどのような主旨で提案を課しているのか事業者で判断できません。また、様式IV-5環境配慮・モニタリング計画の提案に記載される事項との棲み分けもどのように想定されているのか、併せてご教示ください。 | 交通騒音、振動、ばいじん等の影響の低減等を想定しています。IV-5は、主にモニタリングを想定しています。 |
| 322 | 提案書提出関連書類様式集 | | | | 様式IV-1~5 | 建設業務実施体制の提案 様式IV-4 | 当該様式に基本方針、各設備の概要 等 との記載がございますが、工程計画について「各設備の概要」とはどのような提案を求められていますでしょうか。事業者選定基準と照らし合わせても不明であるため、ご教示ください。(単なる誤植でしょうか) | No.315の回答をご参照ください。 |
| 323 | 提案書提出関連書類様式集 | | | | 様式IV-1~5 | 建設業務実施体制の提案 様式IV-4 | 設計、建設工事工程表 等 との記載がありますが、様式II-3で課せられている、工程表との棲み分けが、事業者側で判断できません。各様式で求められている記載内容についてご教示ください。 | No.302の回答をご参照ください。 |
| 324 | 提案書提出関連書類様式集 | | | | 様式IV-1~5 | 建設業務実施体制の提案 様式IV-5 | 当該様式に基本方針、環境配慮の概要 等 との記載がございますが、様式IV-1の実施方針との明確な違いが事業者側で判断できません。様式IV-1では、様式IV-5で記載している概要・方針を示すことが求められているとの理解で良いでしょうか。違う場合は、記載を求められている内容についてご教示ください。 | 環境への配慮とそれを担保するモニタリングについて記載してください。 |
| 325 | 提案書提出関連書類様式集 | | | | 様式IV-1~5 | 建設業務実施体制の提案 様式IV-5 | 当該様式に周辺地域への交通、環境に関する影響等のモニタリングの概要との記載がありますが、事業敷地外の広域にわたる周辺地域に対するモニタリングは事業者ではコントロールできないため、市の負担と考えます(建設工事以外の第三者の影響もあり、本事業による影響を評価することが難しいと考えられるため)。具体的にどのようなモニタリングを想定されているのか、ご教示ください。 | モニタリングの内容については、No.321の回答をご参照ください。費用については事業者の負担となります。 |
| 326 | 提案書提出関連書類様式集 | | | | 様式IV-1~5 | 建設業務実施体制の提案 様式IV-5 | 当該様式に実施体制、企業の支援体制 等との記載がございますが、様式IV-2における実施体制、企業の支援体制との明確な違いが事業者側で判断できません(事業者選定基準4.②実施体制における本事業の円滑な実施が可能な適切な実施体制に、含まれているものとするため)。どのような主旨を想定されているのかご教示ください。 | IV-5は、主にモニタリングを想定しています。 |
| 327 | 提案書提出関連書類様式集 | | | | 様式VI-1 | 実施方針、維持管理方針、リスク管理方針、モニタリング計画の提案 | 維持管理業務の実施にあたり、「統括責任者」は配置しませんが、「維持管理業務責任者」と読み換えて宜しいでしょうか。 | 統括管理責任者、維持管理業務責任者等を含む実施体制等について記載してください。 |
| 328 | 提案書提出関連書類様式集 | | | | 様式VI-1 | 実施方針、維持管理方針、リスク管理方針、モニタリング計画の提案 | ②の記載内容において、「事業の安定性、事業継続性、リスク分担」について記載が求められておりますが、事業者選定基準における当該様式の評価項目と対応していないと思われます。記載内容から削除いただくか、事業者選定基準の項目追記をお願いいたします。 | 様式VI-1に関する事業者選定基準は、維持管理業務における実施方針(維持管理方針、リスク管理方針、モニタリング計画)となっており、様式に記載すべき内容と考えています。 |

奈良市新斎苑等整備運営事業 募集要項等に対する質問への回答 平成29年11月13日

| No. | 資料名 | 頁 | 項目 | | | | 意見・質問内容 | 回答 | |
|-----|--------------|---|----|----|----|---|---|--|--|
| 329 | 提案書提出関連書類様式集 | | | | | 様式VI-1 実施方針、維持管理方針、リスク管理方針、モニタリング計画の提案 | ①の記載内容において、「実施体制、担当企業、統括管理者、スキル等を記載すること」とありますが、これらについては様式VI-2(実施体制の提案)で提案すべき内容かと思えます。事業者選定基準における当該様式の評価項目と整合がとれていませんので、記載内容について改めてご教示ください。 | 様式VI-1に関しては、業務全般に関する基本的考え方を記載してください。その上で、詳細をVI-2以降に記載してください。 | |
| 330 | 提案書提出関連書類様式集 | | | | | 様式VI-4 環境配慮の提案 | 記載内容として「事業期間終了後の業務引継ぎ等の考え方」を求められていますが、様式VI-3でも同様の記載内容が求められています。様式VI-4については、誤植との理解で良いでしょうか。 | 様式VI-3に関しては、維持管理業務全般を、様式VI-4に関しては特に環境配慮についてを対象としています。それぞれに対する提案を記載してください。 | |
| 331 | 提案書提出関連書類様式集 | | | | | 様式VI-1 ② 様式VI-2 ① リスク管理方針の提案 実施体制の提案 | 事業の継続性の方策について、重複しておりますが、BCP活動内容とBCP組織としての方策と考えてよろしいですか。 | ご理解のとおりです。 | |
| 332 | 提案書提出関連書類様式集 | | | | | 様式VII-4 運營業務支援の提案 | ①の記載内容において、「光熱水費や使用燃料の削減策」について記載が求められていますが、様式VI-4における記載内容「施設全体のエネルギーマネジメント」との書き分けに苦慮しております。どのようなすみわけを想定されているか、ご教示ください。 | 維持管理業務は主に設備等の保守管理を、運営については従業員等を中心とした活動内容を対象としています。 | |
| 333 | 提案書提出関連書類様式集 | | | | | 様式VII-4 運營業務支援の提案 | 運營業務支援として、「光熱水費や使用燃料の削減策」の記載が求められていますが、様式VI-4「施設全体のエネルギーマネジメント」との記載内容のすみわけについて、お考えをご教示ください。 | No.332の回答をご参照ください。 | |
| 334 | 提案書提出関連書類様式集 | | | | | 提出図書リスト パース | 鳥瞰図、アイレベル、屋内等3視点以上で、A3で1枚に収める指定ですが、各パースが小さくなってしまおそれがありますので、各々のパース図についてA3で1枚ずつで提出しても宜しいでしょうか。 | 応募者の提案とします。 | |
| 335 | 提案書提出関連書類様式集 | | | | | 提出書類-3 要求水準書チェックシート | 要求水準書の主要な項目を満たしていることを示すため、以下のチェックシートで確認することとありますが、本質疑回答による要求水準書の内容と異なる部分については、当該回答を参照すると理解してよろしいですか。あるいは、要求水準書P9における1.8.2要求水準の変更手続きが伴うのでしょうか。ご回答願います。 | No.33の回答をご参照ください。 | |
| 336 | 事業者選定基準 | 1 | 1. | 3. | | | 審査体制 | 選定委員会のメンバーを公表してください。 | 事業者選定委員会の委員については、事業者選定後、公表予定です。 |
| 337 | 事業者選定基準 | 3 | 2. | 3. | 2. | | 基礎審査 | 市は、応募者から提出された提案書が要求水準書を満たしているか否かを確認すると記載がございます。本敷地は、自然公園法、風致基準等さまざまな法令・基準に準拠した計画が求められます。上記事項についても、厳密に審査され、事業者選定後の協議による変更対応はないものと理解してよろしいですか。 | 事業者の提案に関するリスクを市は負うことはありません。 |
| 338 | 事業者選定基準 | 3 | 2. | 3. | 1. | | 提案価格の確認 | 各々の上限額を超えないこととなっておりますが、投棄物処理費用の上積みも含めた場合、合計金額が超えることにはなりませんでしょうか。 | 投棄物処理費用は奈良市ホームページに掲載している投棄物調査業務委託報告書に記載しており上限額を超えることは想定していません。 |
| 339 | 事業者選定基準 | 3 | 2. | 3. | 1. | | 提案価格 | 施設整備費には、調査結果に基づく数量/単価で産業廃棄物の撤去費用が含まれているとの解釈で宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 340 | 事業者選定基準 | 3 | 2. | 3. | 1. | | 提案価格 | 施設整備費には、土壌汚染関連の調査費用や汚染土壌の撤去費用などは含まれていないとの解釈で宜しいでしょうか。これらの費用が発生した場合は、別途清算で宜しいでしょうか。 | 土壌汚染対策法に基づく調査費用は施設整備費に含まれます。 |
| 341 | 事業者選定基準 | 5 | 4. | | | | 審査項目及び配点 | 「1. 事業への理解、②事業の実施方針、実施体制」と「2. 統括管理業務、②統括マネジメント業務、実施体制」の評価の視点において、いずれにも「業務責任者の経験や資格」の記載がありますが、記載内容のすみわけについてお考えをご教示ください。 | 評価の視点に基づいてそれぞれの業務内容に応じた提案を記載してください。 |
| 342 | 事業者選定基準 | 5 | 4. | | | | 審査項目及び配点 | 評価の視点として、「リスク管理」について「1. 事業への理解」「2. 統括管理業務」「6. 維持管理業務」「7. 運營業務」それぞれに同様の記載が見られますが、各々の記載内容のすみわけについてお考えをご教示ください。 | それぞれの業務内容に応じた提案を記載してください。 |

奈良市新斎苑等整備運営事業 募集要項等に対する質問への回答 平成29年11月13日

| No. | 資料名 | 頁 | 項目 | | | | 意見・質問内容 | 回答 | |
|-----|-------------|----|----|----|----|-----|--------------|--|---|
| 343 | 事業者選定基準 | 5 | 4. | | | | 審査項目及び配点 | 評価の視点として、「モニタリング業務、計画」について「2. 統括管理業務」「3. 設計業務」「4. 建設業務」「6. 維持管理業務」「7. 運営業務」それぞれに同様の記載が見られますが、各々の記載内容のすみわけについてお考えをご教示ください。 | それぞれの業務内容に応じた提案を記載してください。 |
| 344 | 事業者選定基準 | 5 | 4. | | | | 審査項目及び配点 | 「1. 事業への理解、③地域経済への貢献、地域貢献」における「地元」や「地域」とは、あくまでも「奈良市」が対象であるとの理解で良いでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 345 | 事業者選定基準 | 5 | 4. | | | | 審査項目及び配点 | 「2. 統括管理業務、①統括マネジメント業務、工程・コスト管理計画」における工程提案と、「4. 建設業務、③施工計画、工程計画」との記載内容のすみわけについて、お考えをお聞かせください。 | 統括マネジメントは、事業全体を対象とし、建設業務は、建設期間のみを対象としています。 |
| 346 | 事業者選定基準 | 5 | 4. | | | | 審査項目及び配点 | 「7. 運営業務、①実施方針、モニタリング計画」において、「市民からの意見を取り入れ」とありますが、「利用者からの意見を取り入れ」と読み換えればよいでしょうか。 | 利用者だけでなく、市民の関心事であるため「市民」で対応ください。 |
| 347 | 事業者選定基準 | 11 | 4. | | | | 審査項目及び配点 | 「6. 維持管理業務、①実施方針維持管理方針」における評価項目、「6. 維持管理業務、③実施体制、環境配慮等」における評価項目のいずれにおいても「施設全体のエネルギーマネジメント」が含まれていますが、それぞれ意図する内容が異なるのであれば、その詳細をご教示いただけますでしょうか。同様に、「7. 運営業務、③実施内容、運営業務支援等」における「光熱水費や使用燃料の削減策」との違いについても、ご教示ください。 | 前段は、提案によると思いますので、いずれか適切な方に、提案してください。後段は、維持管理業務と運営業務の対象の違いです。 |
| 348 | 対価の算定及び支払方法 | 1 | 1. | | | | 対価の構成 | SPC設立費や施設整備期間中のSPC運営費は維持管理・運営業務委託契約に基づく対価として請求するという理解でよろしいでしょうか。 | 質問回答No.306をご参照ください。 |
| 349 | 対価の算定及び支払方法 | 3 | 2. | 1. | 3. | | 提案金額の算定方法 | 橋梁整備費用の精算について、「入札時の橋梁費の落札率」とありますが、算定方法についてご教示ください。 | 質問回答No.270をご参照ください。 |
| 350 | 対価の算定及び支払方法 | 3 | 2. | 1. | 3. | | 提案金額の算定方法 | 上水道の敷地外整備については、協議によりその内容が大きく変わるため、提案時点で適切な金額を計上することは困難です。また、事業者による想定で計上しておき、実際の協議に応じて変更するとした場合でも、各事業者で当初の想定の内容が同一でない可能性があり、公平な競争が阻害されると思慮します。敷地外整備については事業範囲外としていただけますでしょうか。 | 原文のとおりとします。 |
| 351 | 対価の算定及び支払方法 | 3 | 2. | 1. | 3. | | 精算の対象 | 詳細な内訳を含め提出すると有りますが、いつ開示するのかご教示ください。 | 出来高計上年度において、できるだけ詳細な想定した内訳を提出してください。 |
| 352 | 対価の算定及び支払方法 | 4 | 2. | 2. | 1. | | 支払先 | 工事監理を複数企業で実施する場合は、市から各工事監理企業への支払いを受けるとの理解で良いでしょうか。 | 市との契約者のうち、いずれか一者に支払うことになります。 |
| 353 | 対価の算定及び支払方法 | 4 | 2. | 2. | 2. | | 支払方法 | 工事監理業務についても、建設業務と同様、長期間にわたることから、業務完了時一括ではなく、年度ごとの支払いとしていただけますでしょうか。 | No.4の回答をご参照ください。 |
| 354 | 対価の算定及び支払方法 | 6 | 2. | 3. | 3. | | 提案金額の算定方法 | 各年度の提案金額は同額でなくてもよいとのことですので、年度ごとに異なる金額で発生する修繕費等について、発生年度にお支払いいただける(4回に平準化のうえ)、との理解で良いでしょうか。 | お見込みの通りです。ただし、修繕等を実施した場合に限りますので、平準化はできない場合もあり得ます。 |
| 355 | 対価の算定及び支払方法 | 6 | 2. | 3. | 3. | | 提案金額の算定方法 | 提案金額の算定に当たっては、奈良市新斎苑基本計画の想定火葬件数及び奈良市の近年の死亡者数等に基づいておこなうものとする。とあります。基本計画の死亡者数の推計(P33)には平成27～52年を5年ごとに記載されております。事業計画年度別の件数をご教示ください。また、動物の想定処理対数など動物炉年間運転回数がかかるものをご教示ください。 | 提案金額の算定については、奈良市新斎苑基本計画の想定火葬件数及び奈良市の近年の死亡者数等に基づいて算出してください。動物についてはNo.242の回答をご参照ください。 |
| 356 | 対価の算定及び支払方法 | 7 | 3. | 1. | 1. | (1) | 建設工事着工月までの改定 | 「土木工事については・・・行わない」とあるが、土木工事は複数工種(橋・橋梁・造成等)があるが、最初の着工とは、土木全体としての最初の着工でよいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 357 | 対価の算定及び支払方法 | 8 | 3. | 3. | 1. | | 物価変動による対価の改定 | 消費税が改定された場合は、改定した消費税率に合わせて支払われるとの解釈でよろしかったでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 358 | 対価の算定及び支払方法 | 9 | 3. | 3. | 2. | | 火葬件数による対価の改定 | 火葬件数の増加についても、業務計画書ではなく奈良市新斎苑基本計画の想定火葬件数を10%以上増加した場合が対象となるという理解でよろしいでしょうか。 | 年度協定に基づく、年度業務計画書の想定火葬件数を10%以上乖離した場合に、対価の調整を実施します。 |

奈良市新斎苑等整備運営事業 募集要項等に対する質問への回答 平成29年11月13日

| No. | 資料名 | 頁 | 項目 | | | | 意見・質問内容 | 回答 | |
|-----|----------------|----|----|----|----|--|------------------|---|---|
| 359 | モニタリング及び対価の減額等 | 1 | 1. | 2. | 1. | | 設計業務、建設業務、工事監理業務 | 市は設計・建設・工事監理業務についてもモニタリングを行い、対価を減額等することがある、とのことですが、次ページ以降、維持管理・運営業務のような具体的な減額ルールの規定がありません(減額ポイント等)。あくまでもモニタリングの対象であって、減額の対象ではないとの理解で宜しいでしょうか。 | ご指摘のとおりです。「設計業務、建設業務、工事監理業務の対価を減額等することがある。」の記載について、修正します。 |
| 360 | モニタリング及び対価の減額等 | 5 | 2. | 3. | 8. | | 支払対象期間途中の減額措置 | 「対価3の支払い対象期間」とは、何を指していますでしょうか(別紙5の「支払のイメージ」表の「対象期間」のことでしょうか)。 | ご理解のとおりです。 |
| 361 | モニタリング及び対価の減額等 | 8 | 3. | 2. | | | 減額の対象となる具体的事象 | 「減額の対象となる具体的事象」→「減額ポイントの付与の対象となる具体的事業」との理解で宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 362 | モニタリング及び対価の減額等 | 10 | 3. | 4. | | | 減額ポイントの支払額への反映 | 例えば、運営業務において溜まった減額ポイントによる対価3の減額がある場合、運営業務費のみ、減額されるとの理解で宜しいでしょうか。(統括管理業務、維持管理業務は減額されない) | 総括管理業務、維持管理業務及び運営業務を含む対価3に対し減額します。 |
| 363 | 基本協定書 | 1 | 3条 | | | | | 基本契約締結までに維持管理・運営事業者に係る商業登記簿の全部事項証明書及び定款の原本証明付きの写し、出資者保証書を提出するよう求められていますが、2月上旬に優先交渉権者を決定したのち、SPC登記申請までの準備・諸手続きを行うのに最低でも2～3週間は必要、さらに、登記申請してから登記完了までは2週間程度要するため、物理的に、基本契約締結までに維持管理・運営事業者に係る商業登記簿の提出は困難です(SPCの設立自体は「登記申請」の時点となりますので、仮契約を行うことは可能)。つきましては、商業登記簿については入手後速やかに市に提出することをお認め頂けないでしょうか。 | No.18の回答をご参照ください。 |
| 364 | 基本協定書 | 4 | 8条 | | | | | 「乙の構成員及び協力企業のいずれかが本事業に関して第5条第1項各号のいずれかに該当したときは、基本契約の締結若しくは不締結又は解除にかかわらず、乙の構成員及び協力企業は、連帯して…」とありますが、他の構成員及び協力企業は当該事項をコントロールできないものであることから、連帯責任の規定は外していただけますでしょうか。 | 原案のとおりとします。 |
| 365 | 基本協定書 | 4 | 7条 | 1項 | | | 事業契約不調の場合の処理 | 『本事業の準備に関して支出した費用は、甲、乙それぞれの負担』とありますが、市議会において否決された場合のことであり、市様負担に変更していただけないでしょうか。 | 原案のとおりとします。 |
| 366 | 基本協定書 | 4 | 8条 | 2項 | | | | 甲に生じた損害が同項に規定するとある「同項」が不明です。「本条第1項」のことでしょうか。 | 「同項」の記載は「前項」に修正します。 |
| 367 | 基本協定書 | 6 | | | | | 各企業の捺印欄 | 維持管理運営段階時の代表企業を明記する書式に変更できないでしょうか。 | 原案のとおりとします。 |
| 368 | 基本協定書 | 9 | | | | | 各企業の捺印欄 | 維持管理運営段階時の代表企業を明記する書式に変更できないでしょうか。 | 原案のとおりとします。 |
| 369 | 基本契約書 | 1 | 2条 | 2項 | | | | 契約書(案)前文5行目の『総称して「乙」という』と、第2条2項のSPCを設立しない場合に『事業者グループは「乙」と読み替える』の「乙」は、同じ内容と考えてよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 370 | 基本契約書 | 2 | 3条 | | | | | 非常に厳しい工事工程であることに鑑み、設計・建設期間について「平成33年2月末日まで」とありますが、募集要項p4の記載のように、「設計・建設期間(開業準備期間を含む)」について、「平成33年3月末日まで」としていただくことは可能でしょうか。(供用開始時に円滑に業務が行える開業準備は確実にを行うことを条件として) | 原案のとおりとします。 |
| 371 | 基本契約書 | 3 | 6条 | | | | | 「乙を構成する構成員の…」とありますが、「乙を構成する構成員及び協力企業の…」ではないでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 372 | 基本契約書 | 3 | 7条 | | | | | 「乙の構成員は、…」とありますが、「乙の構成員及び協力企業は、…」ではないでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 373 | 基本契約書 | 4 | 7条 | 1項 | | | | 共同企業体設立に係る協定書のサンプルをご提示下さい。 | 市で指定する書式はありません。 |
| 374 | 基本契約書 | 4 | 7条 | 1項 | 3号 | | 本事業の実施に係る契約の締結 | 『施設整備企業から設計業務の委託を受けるための設計業務委託契約を締結する』とありますが、これは、建設企業一社で『設計・施工一括型工事請負仮契約書』を締結するというのが前提でしょうか。 | No.1の回答をご参照下さい。なお、基本契約書(案)第7条末尾に以下の脚注を追加します。 ※施設整備請負契約を設計企業及び建設企業で組成する共同企業体が請負う場合は上記(3)を、設計企業、建設企業及び火葬炉整備企業が請負う場合上記(2)及び(3)を削除します。 |

奈良市新斎苑等整備運営事業 募集要項等に対する質問への回答 平成29年11月13日

| No. | 資料名 | 頁 | 項目 | | | | 意見・質問内容 | 回答 |
|-----|------------------|----|-----|----|--|----------------|---|---|
| 375 | 基本契約書 | 4 | 7条 | ※ | | | 「契約の形態については優先交渉権者の提案内容を踏まえて調整します。」とありますが、設計・施工一括型工請負契約ではなく、工事請負契約と設計契約を分けて締結頂くことは可能でしょうか。 | 工事請負契約と設計契約を分割して締結することは想定しておりません。 |
| 376 | 基本契約書 | 5 | 9条 | 2項 | | | SPCを設立する場合は第2項を削除するという理解でよろしいでしょうか。 | SPCを設立した場合には第1項を削除します。 |
| 377 | 基本契約書 | 5 | 11条 | | | | 条文の「事業者グループ」とは、SPCを設立しない場合、[設計企業]、[建設企業]、[工事監理企業]、[火葬炉整備企業]、[火葬炉運転企業]、[火葬炉保守管理企業]、[維持管理企業]及び[運営企業]から構成される企業グループ(いわゆる、「乙」)のことでしょうか。また、本契約上の義務の履行、損害賠償について、事業者グループとして連帯で保証をする内容となっていますが、各々業務の内容が異なることから、事業者グループ全体で保証をするのは難しいと考えます。文言を削除して頂けないでしょうか。 | 前段について、ご理解のとおりです。 後段について、個別の業務については各契約の定めるところによります。なお、基本契約上の義務を履行しないことについて市に対する責任は連帯責任となりますが、事業者グループ内で責任分担を定めることは可能です。 |
| 378 | 基本契約書 | 6 | 13条 | 2項 | | | 第2項においても、第1号ないし第4号については、本事業に関して該当した場合に限るという理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 379 | 基本契約書 | 7 | 13条 | 2項 | | 談合その他不正行為による解除 | 違約金の支払いについて、『本施設の建設工事が完了した後も同様とする』とありますが、建設工事が完了した後のことであり、削除していただけないでしょうか。 | 原案のとおりとします。 |
| 380 | 基本契約書 | 9 | | | | 特約条項条文 | 『市議会において否決された場合・・(中略)・・甲は一切その賠償の責に任じない』とありますが、事業者が負担すべき項目ではないと考えますので、市様負担としていただけないでしょうか。 | 原案どおりとします。 |
| 381 | 基本契約書 | 9 | | | | | 調印者には、維持管理・運営事業者であるSPCも追記されるという理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 382 | 基本契約書 | 12 | 別表 | | | | 「事業者の資本金の額」「事業者の発行済み株式の総数」とありますが、「事業者」→「維持管理・運営事業者」ではないでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 383 | 設計・施工一括型工事請負仮契約書 | | | | | | 以下の項目についてリスク分担が不明瞭ですので、明確にいただけないでしょうか。 ①市側の指示による計画変更 ②許認可 ③法令変更 ④税制変更(消費税含む) ⑤近隣対応 ⑥環境 ⑦用地の瑕疵(土壌汚染等) ⑧地質・地盤 | ご指摘のリスク分担の事項については、いずれも現状の契約条項を適用することにより、処理可能ですので、原案のとおりとします。なお、消費税率の変更があった場合には、変更後適用される消費税率によります。 |
| 384 | 設計・施工一括型工事請負仮契約書 | | | | | 特約条項条文 | 『市議会において否決された場合・・(中略)・・甲は一切その賠償の責に任じない』とありますが、事業者が負担すべき項目ではないと考えますので、市様負担としていただけないでしょうか。 | 原案どおりとします。 |
| 385 | 設計・施工一括型工事請負仮契約書 | | | | | | 対価の支払いや改定方法についての規定として、「維持管理・運營業務委託契約書」と同様、「対価の算定及び支払方法」及び「モニタリング及び対価の減額等」について、本契約の別紙として添付すべきではないでしょうか。 | 本契約は第1項第3項に記載のとおり募集要項も適用されますので、原案通りとします。 |
| 386 | 設計・施工一括型工事請負仮契約書 | | 前文 | | | (乙)請負者 | 請負者は建設企業同士の建設共同企業体(建設JV)で良いでしょうか。基本契約書第7条1項(3)で施設整備企業から設計企業に設計業務を委託するとなっていますので、市からの設計業務の受託者は建設企業となります。設計は建設企業とは別の設計企業が行う場合、建築士法第22条の3の2、同3の3では設計業務委託契約の当事者は従事する建築士の名前を含めた法的記載のある書面契約が必要となりますので市と建設企業間の契約は建築士法違反の可能性が考えられますがご認識をお教え下さい。 | No.1の回答をご参照下さい。 |
| 387 | 設計・施工一括型工事請負仮契約書 | | 前文 | | | (乙)請負者 | 前記(No.7の質問)の契約が建築士法に適法していると仮定した場合でも、建設企業自体(建設企業の一級建築士事務所)が本件事業における元請設計事務所の役割を担わない限り、建設JVが請けた設計を設計企業に一括して再委託することになり、改正建築士法第24条の3一括再委託の禁止に該当することになります。従って、工事請負契約とは別に設計契約を貴市と設計企業が締結して頂くことは可能でしょうか。 | 設計業務と建設業務の契約を個別に契約することは想定しておりません。 |
| 388 | 設計・施工一括型工事請負仮契約書 | | 前文 | | | (乙)請負者 | 工事請負契約と設計契約が別に来ない場合は、請負者の共同企業体に建設企業と設計企業の異業種共同企業体とすることは可能でしょうか。 | No.1の回答をご参照下さい。 |

奈良市新斎苑等整備運営事業 募集要項等に対する質問への回答 平成29年11月13日

| No. | 資料名 | 頁 | 項目 | | | | 意見・質問内容 | 回答 |
|-----|----------------------|----|-----|----------------|------|-----------------------|---|--|
| 389 | 設計・施工一括型 工事請負仮契約書 | 1 | 1条 | 2項 | 7号 | | 本事業においては、アクセス道路および橋梁については貴市が実施した詳細設計に基づき施工を行うこととなります。貴市が実施した設計と事業者が実施した設計で、これらに基づく施工について責任の分担が異なることから、定義を明確化した上で、その成果に基づく施工の責任についても明示ください。 | ご指摘のアクセス道路および橋梁についての設計図書は要求水準の別紙として要求水準の一部を構成します。そのため、これらの設計図書は、設計業務において請負者が作成するものではなく、この契約に定義する設計図書には含まれません。 |
| 390 | 設計・施工一括型 工事請負仮契約書 | 1 | | | | 設計・施工一括型工事請負契約約款 | 設計・施工一括型工事請負契約とする場合、設計部分については、改正建築士法第22条3の3に規定される法定記載事項がありますので、これを記載して下さい。 | 契約締結時に別途書面により締結します。 |
| 391 | 設計・施工一括型 工事請負仮契約書 | 1 | 1条 | 2項 | (10) | | 不可抗力の定義に、本施設の利用者、来訪者の故意、過失によるものを除く人為的な事象とありますが、同号ウに具体例として、第三者の故意及び過失等があります。利用者、来訪者も第三者という理解ならば、第10号括弧内ただし書きを抹消願います。 | 括弧内ただし書は削除します。 |
| 392 | 設計・施工一括型 工事請負仮契約書 | 2 | 1条 | 2項 | 19号 | | 貴市から提示されるアクセス道路および橋梁に関する詳細設計図書は要求水準書として定義されるという理解でよろしいでしょうか。この場合、その変更については第27条の規定によるという理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 393 | 設計・施工一括型 工事請負仮契約書 | 3 | 1条 | 6項 | | | (以下「設計施工方法」という。)とありますが、他に設計施工方法という引用文がありませんので、削除願います。 | ()は削除します。 |
| 394 | 設計・施工一括型 工事請負仮契約書 | 3 | 1条 | 9項 | | | 甲乙間の協議が調わないことをもって本件工事等の遂行を拒んではならないとありますが、第50条では、前払金等の不払に対する本件工事等の中止条項がありますので、この場合は乙に中止権があると理解して宜しいですか。 | ご理解のとおりです。 |
| 395 | 設計・施工一括型 工事請負仮契約書 | 3 | 1条 | 3項 | 15号 | | 「また、当該事業体の各企業は…」の当該事業体とは、当該共同企業体のことですか。当該共同企業体の誤記であった場合、当該企業体2社は、自ら設計業務に関与しない中、設計業務に対しても連帯責任を負うということになるのでしょうか？ | 前段について、「当該共同企業体」に訂正します。 後段について、設計・建設JVを前提とするのであれば、ご理解の通りとなります。 |
| 396 | 設計・施工一括型 工事請負仮契約書 | 3 | 1条 | 3項 | 15号 | 総則 | 条文15条 5行目にある、「当該事業体の各企業」とは、[設計企業]、[建設企業]、[工事監理企業]、[火葬炉整備企業]、[火葬炉運転企業]、[火葬炉保守管理企業]、[維持管理企業]及び[運営企業]の事でしょうか。また、本契約書の債務について、連帯で保証をする内容となっていますが、各々業務の内容が異なることから、相互に保証をすることは難しいと考えます。文言を削除して頂けないでしょうか。 | 前段について、工事監理企業、維持管理企業及び運営企業が、設計・施工一括請負契約の契約当事者となることは特に想定しておりません。 後段について、市に対する責任は連帯責任となりますが、事業者グループ内で責任分担を定めることは可能です。 |
| 397 | 設計・施工一括型 工事請負仮契約書 | 4 | 4条 | | | 契約の保証 | 契約保証期間をご教示ください。 | 本契約の履行期間です。 |
| 398 | 設計・施工一括型 工事請負仮契約書 | 8 | 15条 | 1項 | | 業務責任者等 | 本契約当事者に設計企業が入らず、建設企業が外注委託する本件スキーム(基本契約においては契約当事者)において、本契約の当事者ではない建築士を指定することは問題ないのでしょうか？ | No.1の回答をご参照ください。 |
| 399 | 設計・施工一括型 工事請負仮契約書 | 8 | 17条 | 1項 | | 管理技術者 | 管理技術者の資格要件をご提示下さい。第15条に規定する設計業務責任者が兼ねることは出来ませんか。 | 設計業務責任者となるのが想定されるため、それらの業務内容を実施するに十分と思われる資格とし、応募者の提案とします。 |
| 400 | 設計・施工一括型 工事請負仮契約書 | 9 | 17条 | 4項 | | 照査技術者 | 照査技術者の資格要件をご提示下さい。(要求水準書P50の定義だけでは不明確です。) | 成果品の照査という業務内容を実施するに十分と思われる資格とし、応募者の提案とします。 |
| 401 | 設計・施工一括型 工事請負仮契約書 | 10 | 20条 | 1項 | | | 若しくは乙から「本件設計」を委任され、若しくは請け負った者とありますが、設計企業のこと又は協力企業のことを指しているのでしょうか。 | 乙の下請負人を意味します。 |
| 402 | 設計・施工一括型 工事請負仮契約書 | 14 | 27条 | 5項 | | 条件変更等 | 『前項(第1項第1号及び第1項第5号に該当し、設計図書を訂正する場合を除く。)]とありますが、第1項第5号は第1項第3号に近い意味と考えますので、削除していただけないでしょうか？仮に削除できない場合、第1項第5号をここに入れる意図について、ご教示ください。 | 「予期することができない特別の状態」については、当該変動の原因(物価変動、不可抗力等)ごとに処理されます。 |
| 403 | 設計・施工一括型 工事請負仮契約書 | 15 | 31条 | 2項 | | 乙の請求による履行期間の延長 | 『甲は、その履行期間の延長が甲の責めに帰すべき事由による場合』とありますが、「甲の責めに帰すべき事由」を同条第1項と同様に「乙の責めに帰することができない事由」に変更していただけないでしょうか？ | 不可抗力による場合は第39条の規定に基づきますので原案のとおりとします。 |
| 404 | 設計・施工一括型 工事請負仮契約書 | 16 | 35条 | 2項 5項 6項 | | 賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更 | ・請負代金額の改定請求は随時無制限で可能でしょうか。(第2項のみ着工から12月を経過した後) ・建設工事着工日までの改定も可能ということよろしいでしょうか。(「対価の算定及び支払方法」P7 3.1.1.1に記載があります) | 前段について、第2項は着工から12か月経過後であり、第5項は特別要因が生じた場合、第6項は急激なインフレーション等が生じた場合であり、ご質問のように随時無制限に請求が行われることは想定しておりません。 後段については、ご理解のとおりです。 |

奈良市新斎苑等整備運営事業 募集要項等に対する質問への回答 平成29年11月13日

| No. | 資料名 | 頁 | 項目 | | | | 意見・質問内容 | 回答 |
|-----|----------------------|----|---------|------|----|------------------|--|--|
| 405 | 設計・施工一括型 工事請負仮契約書 | 18 | 38 条 | 2項 | | | 通常避けることができない地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、甲がその損害を負担することになっていますが、要求水準書57頁では水枯れ等の被害が発生した場合は、事業者の責任となっています。 | No.171の回答をご参照ください。 |
| 406 | 設計・施工一括型 工事請負仮契約書 | 20 | 42 条 | 2項 | | 請負代金の支払い | 『請求を受けた日から40日以内に』とありますが、「30日以内」ではないでしょうか。（「募集要項 P27 7.2.1.」では、「30日以内」となっています） | 30日以内に訂正します。 |
| 407 | 設計・施工一括型 工事請負仮契約書 | 20 | 43 条 | 1項 | | 部分使用 | 『第18条第1項に基づく甲の承認』とありますが、「承認」ではなく、「確認」ではないでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 408 | 設計・施工一括型 工事請負仮契約書 | 21 | 44 条 | | | 前払金 | 前払金は保証契約を締結し、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払いを市に請求できるようになっておりますが、設計・土木・建築全体の10分の4以内と考えて宜しいでしょうか？ | ご理解のとおりです。 |
| 409 | 設計・施工一括型 工事請負仮契約書 | 25 | 54 条 | 1項 | 5号 | 甲の解除権 | 『第55条第1項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき』の主語はなんでしょうか。 | 第54条第1項第5号に「乙が」を追加します。 |
| 410 | 設計・施工一括型 工事請負仮契約書 | 29 | 5条 | | | | 「前払金は年度毎に請求でき、年度出来高予定額に対して算定される」という理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 411 | 設計・施工一括型 工事請負仮契約書 | 32 | | | | 別紙 保険 | 建設工事保険のてん補限度額が「建設工事費」とありますが、具体的には様式Ⅱ-8における「建設業務費」のことでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 412 | 工事監理業務委託 契約書 | 1 | | | | 工事監理業務委託契 約約款 | 工事監理業務委託契約では、改正建築士法第22条3の3に規定される法定記載事項を記載する必要がありますので、これを記載して下さい。 | No.390の回答をご参照ください。 |
| 413 | 工事監理業務委託 契約書 | 2 | 9条 | 1項 | | | 目的物の定義を教えてください。設計・施工一括型工事請負仮契約書の定義では、工事目的物はありますが、目的物はありません。 | ここで目的物とは工事監理の対象となる本施設等を意味します。 |
| 414 | 工事監理業務委託 契約書 | 5 | 18 条 | | | 一般的損害 | 乙による成果物の引渡しとありますが、工事監理業務ですので、その成果物は監理報告書と思われる。成果物等に係る損害とは、その監理報告書による損害でしょうか、それとも監理された工事目的物による損害も含むでしょうか。 | 成果物をご質問のとおり監理報告書を想定しており、成果物等に係る損害については、第18条で定義しているとおりです。 |
| 415 | 工事監理業務委託 契約書 | 5 | 19 条 | 2項 | | | 工事監理業務に関しては、保険の付保は特段義務付けられていないと思いますが、ここで記載のある保険とは何を想定されていますでしょうか。 | 応募者において提案された保険を意味します。 |
| 416 | 工事監理業務委託 契約書 | 7 | 25 条 | 1項 | | | 目的物の引渡し後に、瑕疵が発見された場合は、乙は、これを補正しなければならないとありますが、何を補正するのでしょうか。工事目的物、或いは乙の成果物でしょうか。 | 乙の成果物である監理報告書です。 |
| 417 | 維持管理・運營業 務委託契約書 | 頭紙 | | | | | 『上記事業について…事業者(以下「乙」という。)]の「事業者」とは、管理運営企業グループのことと理解してよろしいでしょうか。 | SPCを設立していない場合はご理解のとおりです。 |
| 418 | 維持管理・運營業 務委託契約書 | 頭紙 | | | | | 契約当事者として「事業者」とありますが、「受注者」とすべきではないでしょうか。（「事業者」ですと、定義上、設計企業や建設企業などが含まれるため） | 原案のとおりとします。 |
| 419 | 維持管理・運營業 務委託契約書 | 3 | 4条 | (25) | | | 不可抗力の定義に、本施設の利用者、来訪者の故意、過失によるものを除く人為的な事象とありますが、同号ウに具体例として、第三者の故意及び過失等があります。利用者、来訪者も第三者という理解ならば、第10号括弧内ただし書きを抹消願います。 | 括弧内ただし書は削除します。 |
| 420 | 維持管理・運營業 務委託契約書 | 12 | 32 条 | 3項 | | | 維持管理・運營業務の実施に伴い通常避けることができない騒音、臭気、振動その他の理由により、乙が第三者に対して損害を及ぼした場合も、前項と同様とするとありますが、前項ただし書きも同様と考えて良いですか。 | ご理解のとおりです。 |
| 421 | 維持管理・運營業 務委託契約書 | 16 | 47 条 | 3項 | | | 建築士法第19条では、建築士の設計した設計図書の一部を変更しようとするときは、当該建築士の承諾を求めなければならないとされていますので、次の通り下線を引いた部分の挿入をお願いします。 「乙は、本施設の修繕・更新を行った場合、必要に応じて当該修繕・更新を貸与を受けた設計図書に、設計図書の作成者である建築士の承諾を受けた上で反映し、…」 | 法令に沿って当然に遵守すべきことであり、特に追記の必要はないものと思料します。 |
| 422 | 維持管理・運營業 務委託契約書 | 22 | 68 条 | 2項 | | | 前項の対応に要する費用は乙の負担としていますが、対応に要する費用の具体的事例をお示し下さい。 | 要求水準書8.3.11に定める安全管理・防災・緊急時対応業務等です。 |

奈良市新斎苑等整備運営事業 募集要項等に対する質問への回答 平成29年11月13日

| No. | 資料名 | 頁 | 項目 | | | | 意見・質問内容 | 回答 |
|-----|----------------|----|----|--|--|--------------------|--|--|
| 423 | 奈良市新斎苑建設に係る評価書 | 3. | | | | 評価について② 土砂流に関して | 溪床内の湧水点1～数箇所において流量調査を経年的に実施することが望まれると記載がありますが、必ずしも行う必要がある訳ではないとの解釈でよろしいでしょうか。 | 事業者の業務範囲としています。 |
| 424 | 奈良市新斎苑建設に係る評価書 | 3. | | | | 評価について② 土砂流に関して | 溪床内の湧水点1～数箇所において流量調査を経年的に実施することが望まれると記載がありますが、運営維持管理事業期間中とのことでしょうか。また行うとすれば、年間どの程度の観測回数および市に報告が必要なのか具体的にご教示ください。 | 事業期間中と考えています。実施内容については事業着手後に市との協議にて決定します。市への報告回数は毎月1回以上を想定しています。 |
| 425 | 奈良市新斎苑建設に係る評価書 | 3. | | | | 評価について③ 地下水について | 工事施工後及び新斎苑供用後定期的に湧水点での湧水状況や源頭部の地下水位の経過観測を行うことが望ましいと記載がありますが、必ずしも行わなければならない訳ではないとの解釈でよろしいでしょうか。 | 事業者の業務範囲としています。 |
| 426 | 奈良市新斎苑建設に係る評価書 | 3. | | | | 評価について③ 地下水について | 今回の建設地で源頭部とは具体的にどの観測場所を指しておりますか、ご教示ください。 | 個別対話で対応します。 |
| 427 | 奈良市新斎苑建設に係る評価書 | 3. | | | | 評価について③ 地下水について | 定期的に経過観測と記載がありますが、年間回数及び市に報告が必要なのか具体的にご教示ください。 | 市への報告回数は毎月1回以上を想定しています。 |